

基本目標 2

一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり



2-1 地域産業の活性化

北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。

区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

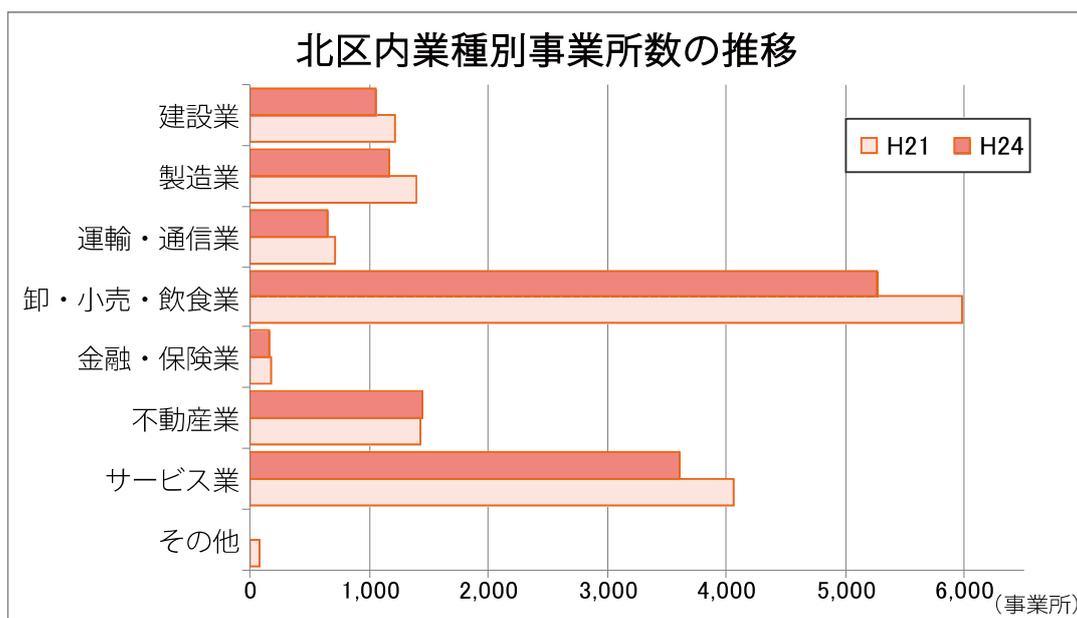
また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。

さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

■ 現状と課題

平成 27 年 1 月の内閣府の月例経済報告によると、日本経済は、個人消費などに弱さがみられるものの、景気は緩やかな回復基調が続いているとされています。しかしながら一方で、消費マインドの低下や海外景気の下振れが景気を下押しするリスクへの留意が必要であるとされています。

現在、政府では、経済再生と財政再建の双方を同時に実現していくため、様々な経済政策を実行し、一定の効果は上がっていますが、中小企業の収益の確実な改善にまでは至っていないのが現状です。



区内企業においても、景況は上向きの兆しもあるものの、業況DI^{*}はマイナスが続いており、未だ景気回復が実感できる状況にまでは至っていません。

このような中、区としては平成22年（2010年）に閣議決定された、国の中小企業憲章に基づき、産業界や経営者とのパートナーシップを強固にすることはもとより、区だけの経営資源にかかわらず、国、東京都、各種支援機関との連携や役割分担のもと、中小企業を社会の主役と位置づけ、中小企業のさらなる飛躍のために支援していく必要があります。

地域産業の振興は区民生活に密接に関係しており、産業の活性化を図ることでまちのにぎわいや雇用の創出につながるなど、区民生活を豊かにしていくことができます。そのため、区の産業振興の指針となる「北区産業活性化ビジョン」及び平成26年度（2014年度）に改定した「北区産業活性化ビジョン行動計画・第三期」を踏まえつつ、経済状況や時代の要請に的確に対応した施策を着実に展開していく必要があります。

企業経営の改善、革新にあたっては、操業環境の改善も含め、様々な問題や課題に向き合うことが重要です。中小企業の大きな課題である新製品・新技術の開発や販路の開拓、技術・技能の高度化や承継を含め、多様な専門家からワンストップで相談に応じられる体制の構築が不可欠です。また、企業間のネットワーク化を支援するとともに、平成29年度（2017年度）に区内に新たな情報連携学部を開設する東洋大学など、大学等の研究機関との連携を強化しながら、新たな産業分野の開拓支援を行っていく必要があります。同時に、必要な資金を確保するため、区内金融機関と連携した金融対策が求められています。

また、産業構造の変化や経営者の高齢化によって事業所が減少傾向にあるなか、地域課題の解決をビジネス手法を用いて行うコミュニティビジネスや、自身のスキルや経験を生かした起業・創業についても支援していくことが求められています。

中小企業の人材の確保については、雇用環境の整備に加え、若者・女性・高齢者の雇用が不可欠ですが、求職者と中小企業が求める社員像との雇用のミスマッチが解消できていないのが現状です。このため、区内中小企業の良さを広くPRするとともに、ハローワークや東京都の就職支援機関と連携した就職面接会を積極的に開催していく

必要があります。



北区観光写真コンテスト入賞作品「北区従走新幹線」

観光振興は、地域経済の活性化とともに区民の地域に対する愛着や誇りの醸成など多様な面での効果が期待されています。区には、地域に根差した豊かな歴史・文化・産業・自然資源が数多くあるほか、23区最多となるJRの駅数や、尾久や田端の車両センターなど鉄道資源も大きな魅力のひとつとなっています。区ではこ

れまでも北区の魅力を広く区内外に発信してきましたが、今後は地域固有の資源に磨きをかけ、戦略的にアピールしていくことが必要です。あわせて北区を訪れる人をおもてなしの心で迎える観光の担い手の発掘・育成も求められています。さらに、観光事業を効果的に推進していくためには、区全体で観光に対する認識を共有するとともに、行政・事業者・区民が一体となった推進体制の構築が必要です。

また、平成32年（2020年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、区内にスポーツ関連施設を複数抱える特徴を最大限に生かして、訪日外国人の誘客等、北区の魅力発信につなげていく取り組みが求められています。

ものづくり振興については、「小粒ながらキラリと光る」企業に対し、技術の高度化や販路の開拓などの分野について、区は積極的に専門家を配置しています。その上で、技術・技能の継承等、区独自の支援策を構築するとともに、国や東京都の助成金の確保や表彰制度へのエントリーを応援し、北区が区内企業と一体となってものづくりに力を入れている地域であることを区内外にPRしていくことが求められます。

区民の暮らしを支える商店街については、買い物の場としてだけでなく、防犯対策の担い手など、地域の暮らしを支える貢献団体としての機能を高めていく必要があります。しかし、商店街を構成する各店舗では、経営者の高齢化、商品の流通経路の転換、消費者ニーズの多様化などを背景に倒産、廃業の加速化が懸念されます。このため、商店街の立地や特性に応じて、商店街のイベントやにぎわい再生などに対して幅広い支援を行っていく必要があります。さらに、商店街のエリアを超えた同業種団体や個店経営者・若手経営者グループについても、多方面から積極的に支援することでまちの活性化に貢献できると考えられます。

また、豊かな社会を築いていくためには、人々の多様な個性や生き方が尊重されることが大切です。北区の産業を支える中小企業の勤労者が、いきいきと働き続けられるよう、人生の各段階に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立するための「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境を整え、だれもが働きやすいしくみをつくる必要があります。

※ 業況DI（Diffusion Index〔ディフュージョン・インデックス〕）
企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの。

■ 施策の方向

（1）新たな産業の展開

① 地域産業を支える産業施策の推進

 区内中小企業の継続的な発展を図るため、中小企業へのコンタクトを密にとり、経営全般、販路開拓から技術の相談まで、一体的に行えるワンストップ

相談窓口を設置します。

- ♡ 中小企業の資金調達を支援するため、景気動向に合わせた融資あっせん制度の充実に努めます。
- ♡ 区内産業関係団体、学識経験者と行政等が連携して、各種施策の推進や具体的な課題解決策の検討を行います。

② 創業及び雇用の促進

- ♡ 区内における起業を支援するため、セミナーや相談事業を実施します。あわせて、区内の開業率を高めるため、創業支援施設「ネスト赤羽」の機能について、区内関連施設の状況や経済情勢を踏まえさらなる充実に図ります。
- ♡ 「赤羽しごとコーナー」の機能を生かして、多様な人材の就業・能力向上を支援するとともに、区内中小企業と若者・女性・高齢者とのマッチングの提供など、地域内雇用の促進を図ります。
- ♡ 中小企業が有能な人材を確保できるよう、国や都と連携し雇用の促進を図ります。
- ♡ 区民にとって魅力があり地域に密着している個店をはじめ、区民が主体となり地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスなど、生活関連産業に対してきめ細やかな支援を実施します。

③ 北区の魅力を生かした観光の推進

- ♡ 観光振興施策の効果的な展開に向けて、北区の観光振興の方向性や具体策を明らかにした北区観光振興プランをもとに、関係機関、団体等の連携を強化し、観光事業推進の中核を担う（仮称）北区観光協会の設立及び活動を支援します。あわせて観光事業への区民の参画を促進し「区民が主役」の観光振興を推進します。
- ♡ 来訪者に対するおもてなし文化を醸成するため、観光に対する区民の理解と認識の共有に努めるとともに、観光ボランティアガイドなど北区の魅力を伝える人材の育成と活動機会の充実に取り組みます。
- ♡ 地域資源の発掘・再評価を行い、まち歩きの魅力や回遊性の向上等を図るとともに、多様な主体との連携・協力による効果的な情報発信と観光振興施策の充実に取り組みます。
- ♡ 鉄道を北区の貴重な観光資源として改めて認識し、各種関係団体と連携しながら鉄道観光の推進を図ります。
- ♡ 2020 東京オリンピック・パラリンピックを見据え、訪日外国人の誘客を積極的に推進します。

(2) モノづくりの振興

① 技術の高度化

- 区内中小企業の技術力を高めるため、東京都立産業技術研究センターや大学等を身近な存在として浸透させ、連携を促進します。
- 区内ものづくり企業の活性化を図るため、東洋大学との産学連携事業を継続的に推進します。
- 中小企業の新製品・新技術開発を支援するため、国や都等が実施する支援事業も積極的に活用し、企業のレベルアップを図ります。

② 地域・企業間等の多様な連携の促進

- 区民が、区内ものづくり企業の重要性の認識や親しみが持てるように、優れたものづくりを認定する「きらりと光るものづくり顕彰」等で積極的にPRします。
- ものづくり都市としての北区の認知を広めるため、優れた技術や製品を有する企業を発掘し、積極的に区外へPRします。
- 販路拡大コーディネーターや技術相談員を配置し、新たな販路開拓、新製品・新技術開発へと促進するため、交流会等を実施することによって区内ものづくり企業を連携させます。
- 区内ものづくり企業の新製品の販路を開拓するため、東京都中小企業振興公社などと連携し、販売促進の機会を提供します。
- 北区において、戦略的に支援する成長産業分野や若手後継者について、その企業等のグループ化を図り、積極的に支援します。また、学生と企業の連携による技術・技能の承継を促進します。
- 既存の産業集積を維持するため、住工混在地域における良好な共存関係の構築に努めます。

(3) 生活サービス産業の育成

① 人材を生かした個店づくり

- 地域の人口特性の変化に積極的に対応できる魅力ある個店となるよう、消費者ニーズを調査し、効果的なセミナーを開催するとともに、消費者と個店との交流の場を設けます。
- 限られた経営資源を有効活用し、情報共有を図るため、業種別及び若手経営者をネットワーク化する環境を整え、地域経済活性化を促すイベントを支援します。

② 活気あふれる商店街づくり

- ♡ 区内商店街の組織力を高めるため、関係団体との連携を強化するとともに「北区商店街の活性化に関する条例」の普及に努めます。
- ♡ 商店街の集客力を高めるため、空き店舗に若手起業家を誘致し、商店街の活性化に取り組みます。

③ 地域に根ざした商業振興

- ♡ 地域住民の暮らしを支えるため立地特性に応じた商店街等の取り組みを支援します。
- ♡ 商店街が核となり地域の暮らしをサポートする基盤になるよう、地域住民と協働したサポートシステムの構築を研究します。
- ♡ 少子高齢化や核家族化の進展に伴うライフスタイルの変化や子育て世帯、高齢者等の世代別のニーズにきめ細やかに応えるため、生活支援型サービスの展開を支援します。
- ♡ 環境に配慮した取り組みを行う商店街等を支援します。
- ♡ 商店街の機能強化やにぎわいの高まりを促すため、区の担当部局、高校・大学等の教育機関との連携を強化し、積極的に支援します。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

① 勤労者が安心して働ける環境整備

- ♡ 区内で働く従業者の健康といきがいを増進するため、国や都、企業と連携し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働く環境づくりを促進します。

■ 施策体系図：地域産業の活性化

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 新たな産業の展開		
① 地域産業を支える産業施策の推進	ワンストップ相談窓口の設置	【021】 若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム
	中小企業金融対策	【022】 コミュニティビジネスの推進
	区内産業関係団体との連携強化	【023】 (仮称) 北区観光協会の設立
② 創業及び雇用の促進	体系的セミナー事業の推進とネスト赤羽の機能充実	【024】 鉄道のまち北区プロジェクト
	資格取得の支援や中小企業との出会いの場の提供	【025】 千客万来 外国人向け観光情報発信事業
	国・都との連携による雇用の促進	再掲 004 元気高齢者支援事業
	コミュニティビジネスの推進	再掲 036 地域で受け継ぐ文化芸術の創造
③ 北区の魅力を生かした観光の推進	観光協会の設立と区民参画の促進	再掲 092 (仮称) 旧北王子支線跡地遊歩道の整備
	観光の担い手の育成	(要請) 中小企業対策の推進
	観光資源の効果的な発信と観光施策の充実	(要請) 就労支援対策の充実
	鉄道観光の推進	
	訪日外国人の誘客	
(2) モノづくりの振興		
① 技術の高度化	都の技術支援機関や大学等との連携促進	
	東洋大学との継続的な産業連携の推進	
	新製品・新技術の研究開発支援	【026】 大学連携による産業イノベーション創出事業
② 地域・企業間等の多様な連携の促進	優れたものづくりの認定・顕彰	【027】 新製品・新技術開発支援事業
	優れた技術や製品を有する企業の発掘・積極的 PR	【028】 経営相談総合窓口・産産連携推進事業
	企業間の連携強化	【029】 地域産業の技術・技能承継事業
	関係機関と連携した販売促進の機会の提供	
	成長産業や若手後継者の企業グループ化支援及び学生連携による技術・技能承継	
	住工混在地域における良好な共存関係の構築	
(3) 生活サービス産業の育成		
① 人材を生かした個店づくり	消費者ニーズの把握やセミナー開催、交流の場の整備	
	業種別・若手経営者のネットワーク化とイベント支援	
② 活気あふれる商店街づくり	北区商店街の活性化に関する条例の普及	【030】 北区街なかゼミナールの開講
	空き店舗への若手起業家の誘致	【031】 商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業
③ 地域に根ざした商業振興	立地特性に応じた商店の取り組みへの支援	【032】 外国人ウェルカム商店街事業
	地域住民との協働による生活サポートシステムの研究	
	生活支援型サービス業の取り組み支援	
	商店街等の環境への取り組み支援	
	教育機関との連携の強化	

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり		再掲 064 ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定事業
① 勤労者が安心して働ける環境整備		
ワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりの促進		

■ 計画事業

☆【021】若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム

ハローワーク等関係機関と共同し、若者や女性、高齢者の活躍を推進するため、「赤羽しごとコーナー」に配置する専門員等によるきめ細やかな就職相談や職業紹介を行うとともに、セミナーを開催し、就業・能力向上の支援を行う。また、女性のキャリア・アップ等と起業の支援のためのセミナーを開催する。

所管部：地域振興部・子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	
	事業費(百万円)	72	72	

☆【022】コミュニティビジネスの推進

区民が主体となり、地域課題をビジネス手法で解決するコミュニティビジネスの取り組みを支援する。担い手の育成・事業継続を支援するとともに、中間支援機能の充実及び活動拠点を整備する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	拡充	推進
(内訳) 中間支援機能	—	拡充	拡充	
活動拠点	—	整備	検討	整備
	事業費(百万円)	49	25	24

【023】（仮称）北区観光協会の設立

区民、事業者と一体となって北区の観光資源や魅力を発信する体制を構築するため、（仮称）北区観光協会を設立するとともに、「（仮称）観光ステーション」を設置する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
設 立	設立準備	設 立	設 立	
	事業費(百万円)	8	8	

【024】鉄道のみち北区プロジェクト

観光資源としての鉄道の魅力を広く発信するため、関係団体と連携しながら、ターゲット別ビューマップの作成・写真コンテスト等を行う。また、鉄道の面影を残した遊歩道の整備に併せて、記念モニュメント等の設置による情報発信を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	11	11	

☆【025】千客万来 外国人向け観光情報発信事業

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人に北区の魅力を発信し、北区への来訪を促進するため、外国人目線による北区の魅力の掘り起しのうえ、ガイド情報誌の発行等を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	23	19	4

【026】 大学連携による産業イノベーション創出事業

ものづくり企業の技術力を高めるため、セミナーの開催等大学とのマッチングを行い、産学連携の促進を図る。また、大学等との共同開発研究に係る費用の一部を助成する。さらに、東洋大学と連携して、産学連携ワンストップ総合窓口を大学内に設置する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 大学との共同開発研究 22件	2件	20件	10件	10件
産学連携ワンストップ 総合窓口	検討	設置	設置	
	事業費(百万円)	44	22	22

【027】 新製品・新技術開発支援事業

区内中小企業の創造的な事業活動を促進し、新たな事業分野の開拓による活性化を図るため、中小企業が行う新製品・新技術の研究開発に対し経費の一部を助成する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
46件	16件	30件	15件	15件
	事業費(百万円)	91	44	47

☆【028】 経営相談総合窓口・産産連携推進事業

区内中小企業の継続的な発展を図るため、専門相談員を配置し、経営全般、販路開拓から技術の相談まで、訪問を中心としたワンストップ型相談窓口を設置する。また、定期的に交流セミナーを開催する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	225	105	120

☆【029】 地域産業の技術・技能承継事業

区内企業等が有する技術・技能の承継による地域産業の活性化を図るため、モノづくり企業における若手後継者のグループ化を図る。また、学生と企業の連携による技術・技能承継を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	4	4	

☆【030】 北区街なかゼミナールの開講

魅力ある個店づくりを推進するため、地域の消費者に対して商店主が講師となり、専門的な知識・情報等を伝えるゼミナールを開講し、消費者と個店との交流の場を設ける。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	—	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	32	14	18

【031】 商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業

商店街の機能強化やにぎわいを再生・創出するため、アドバイザーを派遣し、商店街として進んでいく方向性や具体的取り組み等を盛り込んだ5カ年計画の策定及び計画に基づく事業実施を継続的に支援していく。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
16 商店街	6 商店街	10 商店街	5 商店街	5 商店街
	事業費(百万円)	79	38	41

☆【032】外国人ウェルカム商店街事業

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、商店街が外国人観光客に対応するため、無料公衆無線LANの整備、ホームページやマップの外国語版作成に係る費用の一部を助成する。また、商店主向け外国語講座を開講する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
10 商店街	—	10 商店街	10 商店街	推 進
	事業費(百万円)	63	51	12

2-2 コミュニティ活動の活性化

北区基本構想

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

■ 現状と課題

少子高齢化の進展、子育てファミリー層・若年層を中心とした若い世代の流出などにより、地域社会の人口構成は大きく変化しています。特に、都市部で目立つ人口の流動化などの社会構造の変化は、地域のきずなや人と人とのつながりといった地域の連帯意識を希薄にさせ、無縁社会といわれるような社会的孤立や孤独死を引き起こすなど、大きな社会問題となっています。また、地域コミュニティやまちの活力を低下させ、コミュニティ活動の基盤にも大きな影響を与えています。

一方、防災・防犯活動、福祉、リサイクルやごみ減量化への取り組み、子どもや高齢者への見守り活動などの様々な地域課題や、多様化する価値観やライフスタイルの変化による新たな区民ニーズに対し、行政だけで対応していくことが困難な状況となっています。

こうした社会構造の変化に柔軟に対応し、人間性豊かで、開かれた地域社会づくりを進めていくには、地域における様々な主体による自主・自発的な活動を基本に、地域における課題をできる限り地域で解決していくためのしくみづくりが求められています。

さらに、未曾有の災害となった東日本大震災を契機として、地域コミュニティのネットワークの重要性が再認識されたことやボランティア活動への関心の高まりなどから、地域のネットワークの基盤強化やNPO・ボランティア活動への支援が一層求められています。

北区の地域コミュニティの現状をみると、地縁的組織である町会・自治会が中心となり、様々な地域の課題に積極的に取り組み、リサイクルや防災、安全・安心、高齢者の見守りなど、幅広い分野で大きな役割を果たしています。平成25年版情報通信白書では、タブレット型端末を使って、主に一人暮らし高齢者への生活支援を、地域

プロジェクトとして実験的に実施した区内の町会が紹介されています。このようなモデル的な取り組みは、多様化する地域課題に対し、柔軟に対応していくことができる町会・自治会活動の今後の方向性を示唆しているものといえます。しかし、区全域における町会・自治会の課題として、加入率の低下や役員の高齢化などの問題があり、多様化する新たな地域課題に取り組むためには、組織の活性化を図ることが求められています。

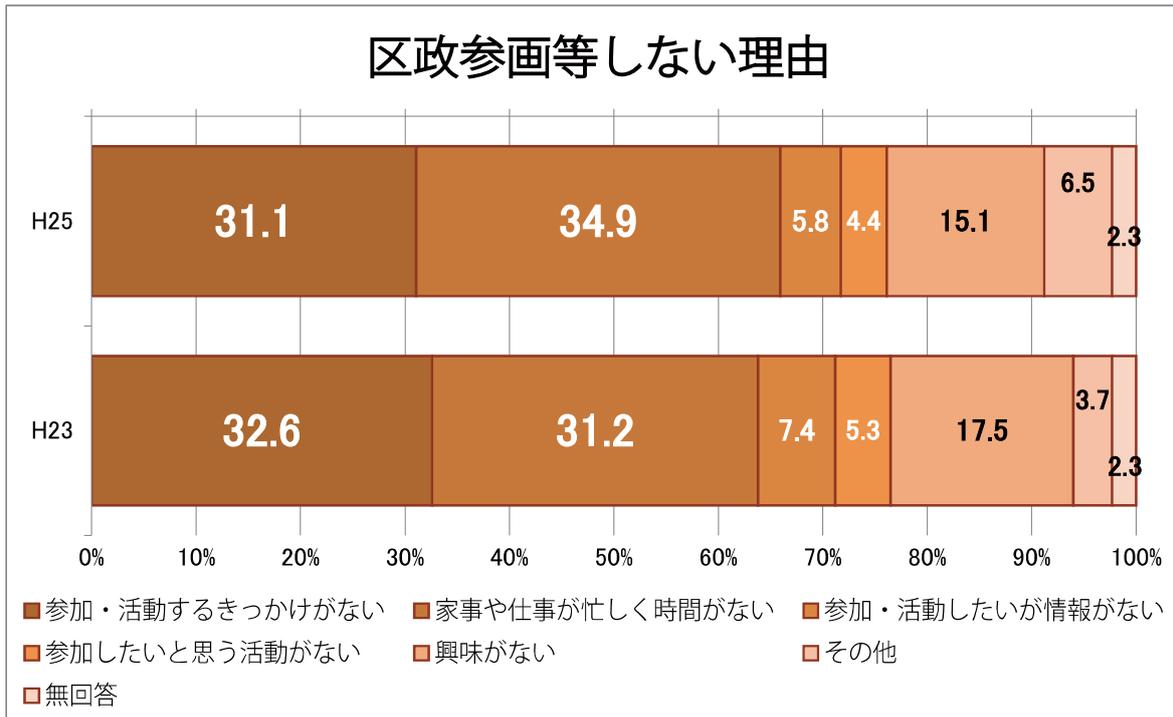
また、地域において、町会・自治会活動をはじめ様々な活動を行うにあたり、団塊の世代や子育てファミリー層・若年層の方々などが世代を超えて交流することで、住民相互のきずなが培われるとともに、住民一人ひとりが自分たちの住むまちへの愛着を深めることにつながります。そのため、あらゆる世代の人々が地域活動へ参加しようとする意識の醸成が必要です。地域への愛着を深め、住民相互のきずなをより確かなものにするために、北区ゆかりの日を記念日に制定し、地域の人々が一体となって行事に参加することも良い機会となります。



ふるさと北区区民まつり

「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、約 6 割の区民が「区政に関心がある」としながら、地域活動へ「参加したことがない」という人が 82.6% となっており、区民一人ひとりの地域活動への参加状況は少ないものとなっています。

「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、約 6 割の区民が「区政に関心がある」としながら、地域活動へ「参加したことがない」という人が 82.6% となっており、区民一人ひとりの地域活動への参加状況は少ないものとなっています。



また、参加しない理由として「家事や仕事が忙しい」(34.9%)の次に「参加・活動のきっかけがない」(31.1%)があげられています。一方、地域活動への参加のためには、情報公開や多様な手段を活用した情報発信に力を入れるべきとの調査結果も示されています。

そこで、区は、地域コミュニティ活動の活性化に向けて、区民や活動団体の地域活動への積極的な参加の意向を引き出し、実際の活動へと結びつけるしくみづくりに取り組むとともに、区民の多彩な活動を支援する環境整備を進めることが必要になります。

そのためには、区民が地域への関心を高められるよう、多様なツールを活用した積極的な情報提供により情報の共有化を進めることが必要です。また、役員等の高齢化や加入率の低下などの課題を抱える町会・自治会に対し、活動の活性化や核となる担い手の確保と育成を支援する新たなしくみづくりに取り組む必要があります。さらには、生涯学習・スポーツ・文化活動・環境活動など興味や関心を共有する区民の主体的な地域活動を支援し、活動団体同士の交流を促進していくことも重要です。

また、地域課題がより多様化、複雑化するなか、柔軟で機動性のある公益的な活動を活発に行う、NPO・ボランティア活動の担い手の裾野を拡大する必要があります。開設後10年が経過した「NPO・ボランティアぷらざ」を拠点とし、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった区民自治の考え方に基づき、区民自らの手で地域課題を解決しようとする活動団体などが育ってきています。今後は、町会・自治会などの地縁的なコミュニティ活動団体と、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街などとの連携・協力をより強化し、地域の様々な活動主体が、お互いの特性を生かしながら住みよいまちづくりを推進できるしくみや機会をつくり出し、ネットワーク化を図っていく必要があります。

このように、区全域において様々な活動団体のネットワーク化を図るためには、地域活動支援の拠点である地域振興室の総合調整機能の充実が求められます。

さらに、北区のNPO・ボランティア活動団体の活性化及び協働によるまちづくりのために創設した北区協働推進基金を活用し、NPO・ボランティア活動への助成及び支援を行っています。幅広く団体へ支援を行うとともに、団体の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を生かした提案事業を募集し、地域課題の解決に向けた事業を実施しています。これらの事業については、適切な評価・検証を行い、協働の質や効果を高めていく必要があります。あわせて、NPO・ボランティアぷらざにおける機能の充実やこれまでに形成された活動団体とのネットワークを生かした事業の実施、NPO・ボランティア活動団体等の組織基盤の強化や活性化に向けた支援策をさらに展開していく必要があります。

なお、地域活動の促進には、活動の場の確保が必要です。区は、これまで、地域におけるコミュニティ活動の拠点として、区民センターやふれあい館などの計画的な整



新町コミュニティリーナ

備を進めてきました。また、学校適正配置で閉校した学校施設の体育館を活用し、スポーツをはじめ文化・芸術・健康づくりなど、多目的な活動を行えるコミュニティアリーナを整備しました。

今後は、「北区公共施設再配置方針（平成25年（2013年）7月）」に基づき、学校施設をはじめ他の公共施設などと集約化・複合化することで施設の多機能化を実現し、コミュニティ活動拠点として施設機能の充実を図る必要があります。また、施設の運営にあたっては、地域住民の誰もが気軽に利用できるよう、区民参画による運営が求められています。

さらに、少子高齢化や社会状況の変化に対応できるよう、区全体の施設の有効活用の観点から、現在の施設の機能を見直し、今後の施設のあり方を検討していくことも必要となっています。

さらに、少子高齢化や社会状況の変化に対応できるよう、区全体の施設の有効活用の観点から、現在の施設の機能を見直し、今後の施設のあり方を検討していくことも必要となっています。

■ 施策の方向

(1) コミュニティ活動の支援

① 地域活動・交流の促進

- ❧ 思いやりと支え合いによる人間性豊かな開かれた地域社会をつくるため、多様な世代や人々との交流、地域活動やボランティア活動に参加しやすいしくみづくりを推進します。
- ❧ 区民が情報を共有化し、地域活動への参加のきっかけを作るため、ホームページをはじめとする多様なツールを活用し、積極的に地域情報を提供します。
- ❧ 北区ゆかりの日を記念する事業などの実施を通して区民の地域コミュニティに対する関心を高めるとともに、地域活動への参加促進を図り、世代を超えた地域の人々の連帯意識を醸成します。
- ❧ 町会・自治会の加入促進や活動の担い手づくりを推進するとともに、地域を舞台に様々な活動を行うグループや団体などに対し、活動の場や情報提供を行うなどの支援を行い、自主的な活動を促進します。

② 様々な活動主体による連携・協力への支援

- ❧ 地域社会が多様化、複雑化する諸問題に主体的かつ柔軟に取り組めるよう、それぞれの活動を支援し、町会・自治会、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街、学校などの様々な地域活動の担い手が連携・協力できるしくみ

や機会をつくるため、コーディネート機能の充実及びネットワークの基盤づくりを行います。

♡ 地域社会の一員としての企業の社会貢献活動に対する支援を推進していきます。

③ 協働推進体制の充実

♡ 北区協働推進基金を活用し、NPO・ボランティア活動団体等の視点や発想を生かした協働によるまちづくりのための事業を推進し、適切な評価や検証により協働の質の向上を図ります。

♡ NPO・ボランティアぷらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施します。また、NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行います。

(2) コミュニティ施設の充実

① コミュニティ活動の場の整備

♡ 区民やNPO・ボランティア活動団体などの多様な地域活動を支援し、地域情報の発信や活動の場の提供、相互の交流を推進する場としてのNPO・ボランティアぷらざや地域振興室、ふれあい館の機能の充実を図ります。

♡ 学校施設など公共施設の地域開放を推進し、身近な活動の場を確保します。

② 区民主体の施設運営の推進

♡ 区民により身近な施設となるよう、ふれあい館などのコミュニティ施設の区民による運営を推進します。

③ 施設の適正な配置と維持・管理の推進

♡ 社会状況の変化に対応したコミュニティ施設の利用を推進するため、「北区公共施設再配置方針」に基づき、地区ごとの配置のあり方や施設として望ましい機能を検討します。

♡ 区民センター、ふれあい館などのコミュニティ施設では、集約化・複合化などによる地域にあわせた機能の効率化を図ります。

♡ 老朽化等に伴う更新等が必要な施設の計画的な改修と維持補修を推進します。

■ 施策体系図：コミュニティ活動の活性化

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) コミュニティ活動の支援		【033】 地域のきずなづくり推進プロジェクト 再掲 002 地域見守り支援あい事業 再掲 003 コミュニティソーシャルワーカーの配置 再掲 061 コミュニティ・スクールの推進 再掲 085 地区防災運営協議会の設置・運営支援 再掲 103 地域で活躍する学生向け住宅の誘致 再掲 118 緑化推進モデル地区事業
① 地域活動・交流の促進	地域活動・交流への参加促進	
	多様なツールを用いた地域情報の積極的な提供	
	コミュニティ形成・地域連帯のための意識づくり	
	グループ・団体の活動支援と自主的活動の促進	
② 様々な活動主体による連携・協力への支援	様々な活動主体による連携・協力のしくみづくり	
	企業の地域参加の促進	
③ 協働推進体制の充実	北区協働推進基金を活用した協働事業の充実と質の向上	
	NPO・ボランティア活動団体等の連携と組織基盤の強化	
(2) コミュニティ施設の充実		
① コミュニティ活動の場の整備	地域活動の場の機能充実	
	公共施設など身近な活動の場の確保	
② 区民主体の施設運営の推進	コミュニティ施設の自主運営の推進	
③ 施設の適正な配置と維持・管理の推進	施設の配置・機能の見直し	
	地域にあわせた施設機能の効率化	
	計画的な改修と維持補修	

■ 計画事業

【033】 地域のきずなづくり推進プロジェクト

区民の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるために（仮称）北区の日記念事業を実施するなど、地域のきずなを深める事業を推進する。また、町会・自治会へのIT化支援や加入促進、若年層・団塊の世代を中心とした新たな担い手づくりの支援に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費(百万円)	43	28	15

【034】 町会・自治会会館建設等助成

地域住民相互の交流及び自主活動を行う場として、町会・自治会が自ら拠点施設を整備する際に、施設建設等に係る経費の一部を助成する。

所管部：地域振興部

全体計画 A (36年度目標)	現況 B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
56 件	46 件	10 件	5 件	5 件
	事業費(百万円)	100	50	50

【035】 区民センターの整備(桐ヶ丘地区)

地域コミュニティ活動の拠点施設として、桐ヶ丘地区に区民センターを整備する。

所管部：地域振興部

全体計画 A (36年度目標)	現況 B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
1 カ所	—	1 カ所	検 討	1 カ所
	事業費(百万円)	1,110	—	1,110

2-3 個性豊かな地域文化の創造

北区基本構想

グローバル時代にあつてこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

■ 現状と課題

北区は、徳川8代将軍吉宗が桜を植えて花見の名所となった飛鳥山をはじめ、日本最大規模の縄文時代の貝塚である中里貝塚や、地域で伝承されてきた「王子田楽」、「白酒祭」、「稲付の餅搗唄」など歴史的文化的遺産や伝統芸能・行事が数多くあります。また、明治から大正・昭和初期にかけて、芥川龍之介など多くの作家や芸術家が移り住み「田端文士芸術家村」が形づくられるなど、貴重な文化が数多く育まれてきました。

このような北区の様々な歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくことは、個性豊かな地域文化の創造につながるとともに、産業・福祉・教育など多様な分野における区民の生活の質を向上させる面でも重要なことです。

区では、平成16年(2004年)6月に策定した「北区文化芸術振興ビジョン」により、区民をはじめ、地域の多様な主体とともに文化芸術を「つくる」、「そだてる」、「ひろげる」、これらの活動を「ささえる」ための基盤整備を推進しています。



北とぴあ国際音楽祭

これまで、区では、平成2年(1990年)に開設した「北とぴあ」を核として、北区文化振興財団(以下、「財団」)が中心となり多彩な事業を展開してきました。なかでも、平成元年(1989年)に北区にゆかりのあるプロの彫刻家を中心として始まった「北彫展」や、平成7年(1995年)に国内外から世界的な音楽家を招き開始した「北とぴあ国際音楽祭」は、他

に例のないオリジナリティあふれる文化事業として高い評価を得ています。財団設立から25年を迎え、地域社会も大きく変容するとともに、区民の価値観も多様化が進み、時代に即した北区における文化芸術事業の展開が求められています。

また、「田端文士村記念館」や「飛鳥山博物館」などを開設し、有形無形の文化的資産の継承にも努めてきました。平成17年（2005年）には、江戸時代後期の創建と推定される古民家を「ふるさと農家体験館」として赤羽自然観察公園に移築・復原し、茅葺き屋根の古民家や民具の見学などを行うとともに、年中行事や昔のおもちゃづくり、野菜づくりなどの体験事業を行っています。あわせて、文化センターなどでも伝統文化について学ぶ教室や区民の多様な要望に応えた文化講座などを行っています。

今後も、北区らしい文化芸術の創造を一層推進するとともに、地域に受け継がれてきた歴史文化や伝統芸能などを北区の新たな地域おこしなどに生かす活動を支援していくことが重要です。

さらに、区民が主体的に文化芸術活動を楽しみ、自らの個性や能力を伸ばせる環境づくりとして、「北区文化祭」や「文化センターまつり」、「北とぴあ演劇祭」など、区民や文化芸術団体の発表の場を数多く提供しています。

あわせて、区民による「北区民オーケストラ」や「北区民混声合唱団」などの育成も行っています。また、子どもたちが日本の伝統文化を本格的に体験・習得する場として推進している「子ども文化教室」については、平成24年度（2012年度）から旧豊島北中学校跡地に集約して実施し、充実を図りました。

今後も、区民主体の文化芸術活動がさらに活発となるよう、担い手の拡大や質の向上を支援するとともに、豊かな才能を見出し、高い専門知識をもった人材の育成を図っていく必要があります。

また、各地域のふれあい館などで気軽に音楽を楽しむ機会を提供する「まちかどコンサート」や東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力による「輝く☆未来の星コンサート」などを開催しています。さらに、学校等への出張公演を行う「スクールコンサート」では、平成24年度（2012年度）以降、区立小学校全校で開催するなど、多くの小・中学校等で子どもたちが身近に一流の文化芸術に触れることのできる機会を提供しています。

引き続き、子どもから高齢者までだれもが文化芸術を鑑賞・体験する機会の拡充を図るとともに、区民と協働して、身近な地域で文化芸術を発表・鑑賞できる機会を充実していく必要があります。

一方、文化芸術活動を支えるための取り組みとして、北とぴあのほか、赤羽会館や滝野川会館、文化センター、ふれあい館などを文化芸術の発表や練習の場として活用してきました。北とぴあでは、経年劣化への改善や文化芸術活動の拠点としての充実を図るため、平成22年度（2010年度）から4か年にわたり、さくらホール・つつじホールの舞台設備をリニューアルしました。今後は、開設後30年を経過する施設全

体の改修を検討し、施設機能の充実を図っていく必要があります。

また、一定期間継続して利用可能な活動場所の確保や文化芸術活動の連携及びネットワーク形成のために、学校施設跡地となった旧豊島北中学校校舎部分を活用して、平成27年（2015年）に新たな文化芸術活動拠点を開設します。さらに、文化芸術団体の活動を推進するための支援体制を整備するとともに、文化芸術活動の振興に向けた民間との連携なども重要となってきます。



北区文化芸術活動拠点「ココキタ」

生活や歴史など文化は様々であり、区民主体の幅広い文化活動を支援していくことが必要です。様々な展示や講座・体験教室等を通じて北区の豊かな歴史的文化や地域文化を伝えるとともに、デジタル化を含めて資料を保存・活用し将来へ引き継ぐなど、郷土意識を高め、地域文化の振興を図るための取り組みを推進しています。飛鳥山博物館では、区民の生涯学習活動を支援するとともに、学校と連携した展示や出張講座なども実施しています。今後は、各種事業等の一層の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちに向けた取り組みの拡充が求められています。

なお、個性豊かな地域文化の発見、創造には、北区の観光資源を効果的に活用していくことも必要です。近年では、渋沢史料館や東書文庫などをはじめとする北区の5つの文化遺産が、経済産業省がとりまとめた「近代化産業遺産群」に認定され、地域活性化の種として期待されています。先人が残した豊かな文化遺産を継承しつつ、観光の振興により、人と人とのふれあいや文化と文化の交流を活発にし、区民の感性と創造性を高め、北区の未来を豊かなものにしていく取り組みが求められています。

今後は、観光資源の利活用や新たな文化芸術活動拠点における文化の創造発信の必要性など、文化芸術活動の諸情勢の変化に対応した北区の文化芸術振興策の推進が必要となります。

■ 施策の方向

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

① 地域の個性を生かした文化芸術の創造

- ❧ 北区の文化資源や地域特性を生かして、北区らしい個性的な文化芸術の創造を一層推進するとともに、これまでの文化芸術をさらに発展・継承します。また、芸術家や文化芸術団体等の創造的活動が活発に行えるような環境を整備します。
- ❧ 地域で生まれ、受け継がれてきた歴史文化、伝統芸能など特色ある文化を新たなまちづくりや地域おこしなどに生かしていく活動を支援します。
- ❧ 地域の文化資源の活用や芸術家の交流活動の促進など、魅力的な文化芸術が創造される環境づくりに、ハード・ソフトの両面から取り組みます。
- ❧ 区民や企業が、文化芸術活動に対して資金援助など様々な支援をしやすい体制づくりを検討します。
- ❧ 北区の文化芸術振興の指針となる「北区文化芸術振興ビジョン」の見直しを検討します。

② 北区らしい文化芸術活動の発展・支援

- ❧ 文化芸術活動を活発化し、より高い水準を達成するため、芸術家や指導者の支援を行います。
- ❧ 区民主体の文化芸術活動が活発に行えるよう、身近な施設などの環境を整備します。
- ❧ 文化芸術団体や公益団体、NPO・ボランティア団体等の自主的、自発的取り組みを支援し、互いにその特性を認識・尊重しあい、北区の文化芸術振興のために様々な形態で協働を推進します。

③ 様々な文化芸術に触れる機会の拡大

- ❧ 文化芸術に親しむための貴重な体験のきっかけを作れるよう、より多くの区民が身近なところで文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に楽しむ環境を提供します。
- ❧ 子どもたちが文化芸術に親しめるように、学校をはじめとする公共施設はもちろん、地域の様々な場所で文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充します。
- ❧ 音楽高校などと連携した文化芸術事業を推進し、文化芸術に対する高い意欲と創造性をもった子どもたちを育成していきます。
- ❧ 区民、芸術家、文化団体等が、様々な場所でその文化芸術活動の発表・普及ができるように協働して推進します。

④ 文化芸術を支えるしくみの構築

- 🍀 公共施設など既存の施設が、区民の文化芸術活動に一層活用されるよう、機能を高めるとともに使いやすさを向上させていきます。
- 🍀 新たに整備する文化芸術活動拠点を核として、芸術家や文化団体等の活動紹介やイベント開催案内など、文化芸術にかかわる多様な情報を収集するとともに、区民や芸術家をめざす若者など様々な世代へ向けた情報発信を行い、区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進、ネットワークの充実を図ります。

(2) 歴史的文化の継承と活用

① 歴史的文化の継承と活用

- 🍀 歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために、文化財の保護や資料の収集・保存に積極的に努めていきます。また、急速に失われつつある近現代の遺産の保護・活用にも積極的に取り組むとともに、地域文化の保存・継承などの活動を支援することで、区民の郷土意識を高めていきます。

■ 施策体系図：個性豊かな地域文化の創造

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 個性豊かな文化の創造と発信		【036】 地域で受け継ぐ文化芸術の創造 【037】 文化芸術の「卵」育成事業 【038】 北とぴあの改修 再掲 025 千客万来 外国人向け観光情報発信事業
① 地域の個性を生かした文化芸術の創造	個性的な文化芸術の創造の促進 地域文化芸術の再生と創造活動の支援 文化芸術創造のための環境づくり 文化芸術活動の支援体制の検討 「北区文化芸術振興ビジョン」の見直し	
② 北区らしい文化芸術活動の発展・支援	高い専門性や資質を持つ人材への支援 区民主体の文化芸術活動の促進 自主的活動の支援と協働の推進	
③ 様々な文化芸術に触れる機会の拡大	質の高い文化芸術に親しむ機会の充実 子どもたちへの文化芸術体験機会の拡充 音楽高校等との連携事業の推進 文化芸術の発表機会の充実	
④ 文化芸術を支えるしくみの構築	既存施設の有効活用 新たな活動拠点を核とした情報発信と連携・交流の促進	
(2) 歴史的文化の継承と活用		
① 歴史的文化の継承と活用	文化遺産の保存・継承・活用	

計画事業

☆【036】 地域で受け継ぐ文化芸術の創造

地域に受け継がれてきた伝統文化や特性を生かした北区らしい文化芸術の創造を推進するため、「北区文化芸術振興ビジョン」の改定にあわせ、芸術家や文化団体等が活発に活動できる環境づくりや新たな支援策に取り組む。また、田端文士村記念館や(仮称)彫刻アトリエ館等、文化芸術施設のさらなる活用を図る。

所管部：地域振興部

全体計画 A (36年度目標)	現況 B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	8	8	—

☆【037】文化芸術の「卵」育成事業

新たに整備する文化芸術活動拠点を活用して、文化芸術分野のより高いステージをめざす中学生・高校生を含めた若手アーティストの文化芸術活動を支援するとともに、若手アーティストや文化芸術団体、地域との交流を促進するためのイベント等を実施する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	60	29	31

【038】北とぴあの改修

より多くの区民が安全かつ快適に利用できるようにするとともに、文化芸術活動の拠点として充実を図るため、北とぴあの施設全体を改修する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
計画策定・設計	—	計画策定・設計	検討	計画策定・設計
	事業費(百万円)	501	—	501

2-4 生涯学習の推進

北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

■ 現状と課題

区民一人ひとりが、自己の人格を磨き、自分の人生を心豊かに生きていくために、また、暮らしや社会の問題を主体的に解決し住みよい地域づくりを進めていくために、生涯にわたって自発的に学び続けることが重要です。区民が地域社会のなかで、健康で生きがいのある社会生活を営むことができるよう、子どもから大人・高齢者まで、いつでも、どこでも学習できる環境を整備することが求められています。また、地域の課題を解決し、地域の教育力向上ため、家庭・地域・学校と協力・連携しながら、学習の成果を地域に生かし、還元するしくみの充実を図り、地域コミュニティの創出につなげることが望まれています。

平成18年（2006年）12月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が新たに規定され、「教育の目標」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などの項目においても生涯学習の理念を踏まえた考え方が採られています。さらに、平成20年（2008年）6月には社会教育法が改正され、学校・家庭・地域の連携・協力を進めることが、社会教育を推進する国及び地方公共団体の任務として明確に位置づけられています。

さらに、「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、生涯学習の推進において区民が求めているものとして「学習の場の充実」（28.4%）と「多様な学習意欲に応える講座等の充実」（28.1%）が多く、次いで「大学や企業等との連携による学習機会の拡充」（19.2%）となっています。行政には区民の生涯学習活動を支援する環境づくりが求められています。

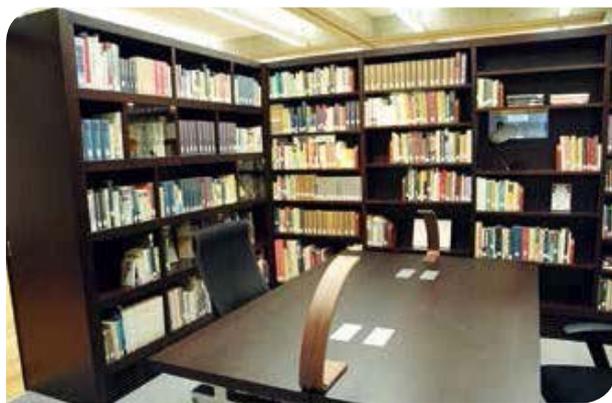
生涯学習活動は文化・芸術からスポーツ、環境、消費者活動、男女共同参画など多岐にわたっています。北区では、区民大学をはじめとした講座・講習会のほか、区民の学習ニーズにあわせた趣味の講座から健康づくりや地域課題を解決するための学習まで、様々な事業を推進しています。また、区内外の大学や高校など様々な機関や団体・

学校教育と連携を図りつつ、子どもから大人までを対象とした体験型の事業にも取り組んでいます。

生涯学習の主体である区民や社会教育関係団体等が、企画・運営する事業の支援を図ることや、大学等と連携して勤労者や団塊の世代などを対象とした高度で専門的な学習の機会の充実など、より主体的な学習環境の整備と人材の育成が必要です。

また、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、日本文化を発信することはもとより、ホスピタリティの精神にあふれた地域社会づくりの気運を高め、そこから発する他者とのつながりや多様性を受容した「おもてなし」の心を持ったボランティア活動への支援が求められています。

あわせて、様々な講座等の必要な情報が、いつでもどこでも入手できる仕組みや学習相談体制、交流の場をより一層充実させるとともに、区には、それらをコーディネートする機能が求められています。



ドナルド・キーンコレクションコーナー

いつでもどこでも学習できる環境を整備するため、文化センターや図書館、博物館などの身近な学習施設を充実させるとともに、学校施設や公共施設の有効活用を推進し、また、民間施設との連携を深めながら総合的な施策を展開することが求められています。特に、図書館は教養、調査、研究、レクリエーションなどについての区民の学習ニーズに応える場として、生涯学習の入口的役割を果たす

とともに、高度情報化・高齢化への対応等、区民の知的要求に応える体制整備が求められています。また、平成 20 年（2008 年）6 月に開設した新しい中央図書館（赤レンガ図書館）は、区民とともに歩む図書館をめざして、「協働型図書館」づくりに取り組んでいます。あわせて、平成 26 年度（2014 年度）には、乳幼児から中高生までの読書活動を積極的に支援するため、「第三期北区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備を図っていきます。

飛鳥山博物館は平成 22 年（2010 年）3 月に常設展示をより見やすく、わかりやすくするなどのリニューアルを行いました。年間を通じての講座・講習会や春秋の企画展示、夏の親子向けの行事、学校との連携事業など積極的に区民の学習意欲に応えるような事業を展開しています。

平成 20 年度（2008 年度）から国は地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力向上を図る取り組みとして「学校支援地域本部事業」を推進して、地域の人材が学校を支援するしくみづくりを進めています。

北区ではすでに「学校支援ボランティア活動推進事業」を進めてきており、これま

での活動を基に「学校支援地域本部事業」に取り組んでいます。

学校サブファミリー内での連携を図りながら、様々な技能や知識を持つ人を地域の資産・人材と捉え、家庭、地域、学校との連携・協力を推進し、地域社会全体の教育力の向上に向けて充実していくことが求められています。

すべての教育の出発点である家庭教育は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有していることを尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会の充実、子育てを支え合う区民のネットワークづくりなどを進めながら、各家庭における教育の基盤づくりを支援していく必要があります。

平成24年度（2012年度）から国の「放課後子どもプラン」に基づき、学齢期の子どもたちが、放課後等を安全で安心して過ごせる居場所として「わくわく☆ひろば」事業を実施してきました。国は新たな放課後対策として、平成26年（2014年）7月に「放課後子ども総合プラン」を示し、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を行う一体型を中心とした計画的な整備等を進めていくとしています。



放課後子どもプラン茶道体験

今後は、多様な学習・体験プログラムを提供するため、地域住民との一層の連携・協働を深め、大学生や民間教育事業者、文化・芸術団体などの参画を促すとともに、学校施設の効率的・一時的な活用を促進するなど、「わくわく☆ひろば」事業のさらなる充実が求められています。

中学生・高校生には将来の進路に示唆を与える取り組みも大切です。KITAKU スーパーサイエンススクールのように、大学などの高等教育機関や研究機関、企業等と連携した公開講座の開設や体験学習などの機会の充実が必要です。さらに、子どもの中のリーダーや青少年教育に関わる方を対象に、団体活動に必要な知識や技能の習得を図るための研修会の実施などを通して、引き続き指導者として養成することも求められています。

■ 施策の方向

(1) 情報提供・相談体制の充実

① 学習情報提供・学習相談体制の充実

- 区民が自己に適した手段・方法で、いつでも、どこでも学習情報が入手できるよう教育情報紙やインターネットなど様々な情報伝達手段を活用します。
- 国や都、高等教育機関などとの連携を進めるとともに、民間施設を含めた幅広い学習情報を収集整理し、区民に的確に提供できるよう生涯学習情報提供を充実します。
- 区民一人ひとりの生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援する学習相談体制を充実します。

(2) 学習機会の拡充

① 多様なニーズに応える学習機会の拡充

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたボランティア育成のため、世界の国の歴史・文化・食・言語等の学習機会を提供します。
- 大学などの高等教育機関や民間等と連携し、より高度で多彩な学習機会を提供します。
- 文化センターや図書館などの社会教育施設と学校教育の連携を強化します。
- 区民が主体となって企画する講座や学習会を支援し、多様なライフスタイルに対応した学習機会を提供します。
- 自然とのふれあいを通じた体験学習、博物館での様々な教室、ふるさと農家体験館での年中行事やものづくり、野菜づくりなどの体験学習の場を提供します。
- 豊かな心を持った子どもを育てるための家庭教育学級や親育ち講座などの子育て家庭の保護者を対象にした講座などの機会を提供します。
- 地域に根ざした博物館として、区民ニーズに応えるとともに、地域の歴史や文化に関する企画展示、講座、講演会の充実を図ります。

② 身近な学習の場の充実

- 高度情報化、高齢化、多文化に対応した総合的な学習活動の拠点として、中央図書館のサービスを充実します。
- 中央図書館と地区図書館とのネットワークや国・公立図書館との連携により、新たな図書館サービスを充実し、利用者の利便性等の向上に努めます。
- 北区に関する映像資料等、歴史的映像資料を保存活用していきます。
- 子どもの読書活動推進を図るため、図書館と学校図書館との連携、協働を図

ります。

- ♡ 区民と連携、協働し、図書館を中心とした地域コミュニティの創出につなげます。
- ♡ 文化センターなどの社会教育施設や学校施設などの公共施設の有効活用やコミュニティ施設などの連携を進めることにより、身近で使いやすい地域の学習の場を充実させます。

(3) 学習成果の活用

① 学習成果を生かし合うしくみづくり

- ♡ 社会教育関係団体の登録をはじめ、学習情報の収集・提供、講師の派遣などにより、グループ・団体による学習活動を支援するとともに、相互の交流を促進します。
- ♡ 学校支援ボランティアをはじめとする区民と協働して、安全で安心な子どもの居場所づくりや学校支援活動を進めることにより地域の教育力の向上を図ります。
- ♡ 様々な技能や知識を持つ人を、地域の資産・人材と捉え、その力を発揮する場を提供するとともに、人材情報の収集や提供を行うなどして、区民が自らの学習成果を生かし合うボランティア活動を支援します。
- ♡ 次代を担う青少年やその指導者を育成するとともに、地域の青少年団体の育成、青少年健全育成活動の発展に努めます。
- ♡ 区民との協働により、区民自らの学習や経験で身につけた知識と技能を生かし、区民とともに学習の機会を提供していきます。
- ♡ 小学校を活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策として、「放課後子ども総合プラン」を推進します。

■ 施策体系図：生涯学習の推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 情報提供・相談体制の充実		
① 学習情報提供・学習相談体制の充実	様々な情報伝達手段の活用	
	生涯学習情報提供の充実	
	学習相談体制の充実	
(2) 学習機会の拡充		【039】 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業 再掲 062 地域における国際交流の推進
① 多様なニーズに応える学習機会の拡充	東京オリンピック・パラリンピックに向けたボランティアの育成	
	多彩な学習機会の提供	
	社会教育施設と学校教育の連携強化	
	ライフスタイルに適した学習機会の提供	
	体験学習の場の提供	
	家庭教育に関する学習機会の充実	
	地域に根ざした博物館	
② 身近な学習の場の充実	中央図書館サービスの充実	
	図書館サービスの充実	
	歴史的映像資料の保存活用	
	子どもの読書活動推進	
	図書館を中心とした地域コミュニティの創出	
	公共施設の有効活用	
(3) 学習成果の活用		【040】 放課後子ども総合プランの推進
① 学習成果を生かし合うしくみづくり	グループ・団体活動の支援	
	子どもの居場所づくりや地域教育力の向上	
	ボランティア活動の支援	
	青少年団体・指導者育成の支援	
	区民との協働による学習機会の提供	
	放課後子ども総合プランの推進	

■ 計画事業

【039】 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業

東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、世界各国の歴史・文化・食・言語等を学ぶことで「おもてなし」の心を持ったボランティアの育成事業を実施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度未見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完 了	開 始	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	21	16	5

【040】 放課後子ども総合プランの推進

小学校を活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策として、放課後子ども総合プランを推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度未見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
小学校全校（36校）	10校	26校	26校	
	事業費(百万円)	4,688	4,688	

2-5 生涯スポーツの推進

北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

■ 現状と課題

高齢化や自由時間の増大などに伴って、心身ともに健康で活力ある生活を営むうえで、スポーツ活動やレクリエーション活動が重要になっています。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営むうえでも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るうえで大変重要なものです。スポーツを通じた心身の元気回復は、区民の健康づくりを支援する視点からも大切です。また、スポーツを通じての世代交流や地域間交流は、地域コミュニティ形成の推進に役立ちます。

平成23年（2011年）6月に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとされ、スポーツは青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

スポーツ基本法のこのような理念の実現には、国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働していくことが求められます。

さらに、スポーツ基本法において、地方公共団体はスポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することと規定されました。北区では、「東京都北区スポーツ推進計画～わくわくスポーツすこやかプラン～」を平成24年（2012年）8月に策定し、基本理念を「地域の交流や連携・協働を促し、区民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しめるまち」と決めました。計画の策定にあたって実施した「スポーツに関する北区民アンケート調査」では、週1回以上スポーツを行う成人の割合（スポーツ実施率）は、33.4%でした。計画策定によりスポーツ推進に向けた様々な施策を提案することでスポーツ実施率の向上をめざし、計画策定から5年後（2017年）に50%以上、10

年後（2022年）に65%以上とすることを数値目標としています。

また、アンケート調査結果では、スポーツをする目的として「健康や体力の維持管理」「楽しみや気分転換・気晴らし」「友人・仲間との交流」という動機が強い傾向としてうかがえるため、このようなニーズにあった運動・スポーツを行える機会や環境を整備することが重要と考えられます。

さらに、東京都が平成25年（2013年）3月に策定した「東京都スポーツ推進計画」では、成人の週1回以上のスポーツ実施率の目標を前回の計画で設定した60%から70%に引き上げました。スポーツの実施率を高めるためには、あらゆる年代の方が年齢や体力・興味に応じて、身近に、日常的に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会と場を整備することが重要です。

運動やスポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスの取れた発育・発達に不可欠です。子どもたちの健康や体力の向上は、小さいころから十分に身体を動かしたり遊んだりするなど、家庭や地域での取り組みが重要です。

また、学校においては、体育の授業、学校行事及び運動部活動等の充実により、生涯にわたって、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが大切です。さらに、子どもの時期は、自分にあったスポーツを探す時期でもあります。子どもたちが様々なスポーツに触れて、その中から自分に合ったスポーツを選ぶことのできる環境を整えることも大切です。

また、働く世代、子育て世代、高齢者や障害のある人など、だれもがスポーツを楽しめるような様々なスポーツ参加機会の充実を図る必要があります。そのためには、地域におけるスポーツ活動（地域スポーツ）の推進に向けた取り組みが重要です。

地域スポーツの推進にあたり、家庭、学校、地域をはじめ、スポーツ関係機関や団体などの連携・協働により、スポーツ実施率向上のしくみづくりが求められています。

地域住民が主体となって運営する「総合型地域スポーツクラブ」については、地域



トップアスリート交流スポーツ教室

スポーツ活動を推進するための重要な方策と位置付け、「地域のきずなづくり」を目標として、北区に相応しい総合型地域スポーツクラブのあり方を検討し、その役割や支援策などを明確に示していく必要があります。

一方、全国レベルのスポーツのイベントや地域間交流、ナショナルトレーニングセンター[※]などと連携した北区特有のスポーツ行事を推進することは、全国に北区をPRするとともに、子どもたちのスポーツへの関心を高めることが期待できます。

スポーツの場の提供として、施設の整備・充実を進めるとともに、国や都、民間施設の積極的な有効活用を推進し、活動の場を確保することも必要です。既存の桐ヶ丘体育館、滝野川体育館に加え、(仮称)赤羽体育館を総合体育館として、全区的、広域的、総合スポーツ大会が開催できる体育施設として整備していきます。また、身近なスポーツの場として、校庭や体育館などの学校施設を有効に活用し、地域開放を積極的に進めていくことが重要です。身近なスポーツの場を確保するため、地域バランスを考慮した体育施設の整備・有効活用・利用促進を図る必要があります。

北区の地域スポーツ発展のためには、(公財)北区体育協会をはじめ、(公財)北区体育協会に属する各競技団体、スポーツ推進委員、青少年委員及び青少年地区委員会など、関連団体と今まで以上に緊密な連携を図り、指導者などの人材を育成していくことが必要です。



スケート体験交流講座

平成32年(2020年)には、東京でオリンピック・パラリンピックを開催することが決定しました。世界最大のスポーツイベントの開催に向けて、区が地域や関係機関などと十分連携を図りながら、「おもてなし」や「スポーツ」「ユニバーサルデザイン」などの視点に立った環境整備を推進し、「トップアスリートのまち・北区」として平成32年(2020年)を見据えたまちづくりへの取り組みが求められています。

東京オリンピック・パラリンピックの開催は、未来を担う子どもたちのために夢と希望を与え、区民のスポーツに対する気運を高めるものであり、選手やコーチによるスポーツ教室の開催やジュニアアスリートの育成、優れたジュニアスポーツ指導者の養成に取り組む絶好の機会として捉えることが重要です。

平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピックに向け、区民にスポーツを「する」「みる」「かたる」「ささえる」楽しさを伝えられるような環境づくりがより一層求められています。

また、北区西が丘にあるナショナルトレーニングセンターでは、世界で活躍する選

手や、今後の日本を背負う若手選手などが日々練習しています。このような施設があることを広くPRするとともに、ナショナルトレーニングセンターなどとの連携を一層深めながら、選手やコーチなどが区民と触れ合うことにより、オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成を図ることが必要です。

さらに、北区十条台にある東京都障害者総合スポーツセンターと連携し、パラリンピック実施競技の普及活動や施設のPRなどを推進するとともに、障害者スポーツを支える人材を確保していくことが重要です。また、障害者のスポーツ参加を促すために、関係機関や団体等の協力を得て、スポーツ施設までのアクセスも含めた、スポーツ施設のバリアフリー化について検討していくことが求められています。



2020 チャレンジアカデミー フェンシング教室

さらに、多くの区民が世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックに参加できるよう、「おもてなし」の発信ができるボランティアの育成に積極的に取り組む必要があります。

※ ナショナルトレーニングセンター

北区西が丘に日本初のトップレベル競技者用トレーニング施設として設置された、国際競技力の総合的な向上を図るトレーニング施設。

■ 施策の方向

(1) 身近なスポーツの場の整備

① スポーツ環境の整備及び有効活用

- 🍀 スポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、(仮称)赤羽体育館の建設を進めます。
- 🍀 国・公立スポーツ施設等の地域開放を関係機関に要請します。
- 🍀 学校施設の改築に併せて、体育施設を改善していきます。
- 🍀 既存の学校施設・設備の地域開放を推進していきます。
- 🍀 区民のスポーツ参加をより一層向上するために、スポーツ団体等の協力を得て、情報発信に努めていきます。
- 🍀 幅広いスポーツ・レクリエーション情報や健康に関する情報、施設案内などを提供するとともに、健康状態や体力、年齢に応じた活動ができるよう相談体制を構築します。

② 東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備

- 🍀 ROUTE 2020  トレセン通りに関連した様々な事業を展開することにより、「トップアスリートのまち・北区」をPRします。
- 🍀 障害者スポーツアドバイザーによる、施設の点検・検証を行い、区内のスポーツ施設を利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- 🍀 ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターをはじめ、区内にあるオリンピック・パラリンピック関係施設を広くPRするための案内板などの整備などを行います。

(2) 参加機会の拡充

① ライフステージに応じたスポーツ参加の促進

- 🍀 幼児期から運動習慣を身につけるための体操教室等を推進します。
- 🍀 小・中学校において体育の充実を図るとともに、地域で子どもたちが健やかに成長できるように、のびのびと活動できるスポーツ環境を整備します。
- 🍀 成人や子育て世代のスポーツ活動を啓発するため、親子で運動や外遊びをする機会の充実や、生活習慣病の予防啓発などの動機づけを行います。
- 🍀 高齢者の健康・体力づくりのために、スポーツイベントや教室等を開催します。
- 🍀 障害のある人がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

② 様々な連携・協働による地域のきずなづくり

- ♡ スポーツ・レクリエーションを通じた、区民相互の多彩な交流を促進します。
- ♡ 家庭・学校・地域等が連携し、子どもたちがスポーツを通じて、地域の人々と触れ合う基盤づくりを進めます。
- ♡ 地域において、関係機関やスポーツ団体、スポーツ推進委員が連携を深め、各種スポーツ講習会、教室、大会など、スポーツ活動機会の充実を図ります。
- ♡ 総合型地域スポーツクラブのあり方検討結果に基づき、だれもが身近な場所で日常的にスポーツを楽しむことのできる、地域に根ざした総合型地域スポーツクラブを育成、支援します。
- ♡ 地域コミュニティの形成などを目的として、区外の方々やスポーツ団体などのスポーツ交流を推進し、全国レベルのスポーツイベントの開催を支援します。

③ 東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充

- ♡ ナショナルトレーニングセンターなどと連携し、トップレベルの競技スポーツ選手などによる小・中学生対象のスポーツ教室等を開催し、子どもたちの運動習慣を形成していきます。
- ♡ 子どもたちに夢と希望を届けるために、東京オリンピック・パラリンピックをめざして競技力の向上を図るとともに、北区出身のアスリートの育成に取り組めます。
- ♡ 東京都障害者総合スポーツセンターやスポーツ団体などと連携し、障害の有無にかかわらずだれもが楽しめるスポーツ交流を推進します。
- ♡ 障害者スポーツの体験イベント等を開催し、障害者スポーツの普及啓発を行います。また、東京都障害者総合スポーツセンターと連携したイベントの開催を推進します。
- ♡ 東京都や都内区市町村と連携して東京オリンピック・パラリンピックを支援していくとともに、スポーツ選手との交流などを通じて地域における気運の醸成を図ります。

④ スポーツを支える人材の育成・確保

- ♡ 正しい知識に基づいたスポーツ・レクリエーション活動の普及や競技力の向上、健康づくりを図るため、スポーツや健康づくりの指導者・リーダーを育成します。
- ♡ 地域スポーツの活動を支援するため、青少年地区委員会や（公財）北区体育協会、包括協定を締結している大学などの協力を得て、スポーツ推進委員を育成します。

- ❧ 障害者スポーツを支える人材の育成に向けて、東京都障害者総合スポーツセンターと連携して、障害者スポーツ指導員の養成に取り組んでいきます。
- ❧ 地域での活発な活動に結びつけるため、豊かな知識や技術を持った人材の力を区民が互いに生かしあえるよう、ボランティア活動を支援するとともに、東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツボランティアを育成していきます。

■ 施策体系図：生涯スポーツの推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 身近なスポーツの場の整備		【041】 桐ヶ丘体育館の改築 【042】 (仮称) 赤羽体育館の建設 【043】 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備 【044】 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト
① スポーツ環境の整備及び有効活用	体育施設の整備 国・公立スポーツ施設等の地域開放 学校改築に併せた体育施設の改善 学校施設・設備の地域開放 スポーツに関する情報発信 情報提供及び相談体制の充実	
② 東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備	「トップアスリートのまち・北区」のPR 施設のバリアフリー化 オリンピック・パラリンピック関連施設のPR	
(2) 参加機会の拡充		
① ライフステージに応じたスポーツ参加の機会	幼児期からの運動習慣の定着 子どもたちのスポーツ活動の参加促進 成人・子育て世代のスポーツ活動の啓発 高齢者の健康・体力づくりの推進 障害者が参加しやすい環境づくり	
② 様々な連携・協働による地域のきずなづくり	区民相互のスポーツ交流の促進 地域と子どもの交流によるスポーツの推進 スポーツ団体の連携による活動の充実 地域に根ざしたスポーツクラブの育成・支援 全国レベルのスポーツイベント開催支援	
③ 東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充	小・中学生対象のスポーツ教室等の開催 子どもたちの競技力向上とアスリート育成 障害者のスポーツ参加の推進 障害者スポーツの普及啓発 関係機関・団体と連携した大会の気運醸成	
④ スポーツを支える人材の育成・確保	指導者・リーダーの育成 スポーツ推進委員の育成 障害者スポーツ指導員の養成 ボランティアの活動支援及び育成	
	再掲 049 健やかな体育成プロジェクト (要請) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた支援策の充実	

■ 計画事業

【041】 桐ヶ丘体育館の改築

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせて、桐ヶ丘体育館の改築を行う。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
1カ所	—	1カ所	—	1カ所
	事業費(百万円)	1,328	—	1,328

【042】 (仮称) 赤羽体育館の建設

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、全区的、広域的、総合スポーツ大会ができる総合体育館として(仮称)赤羽体育館を建設する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
1カ所	工事着手	1カ所	1カ所	
	事業費(百万円)	4,360	4,360	

【043】 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

区内のスポーツ施設及びスポーツ施設までのルートを調査・点検し、スポーツ施設のバリアフリー化を進め、誰もが参加しやすいスポーツ環境の整備を推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
整備完了	検 討	整 備	整備・完了	
	事業費(百万円)	85	85	

☆【044】「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト

ナショナルトレーニングセンターをはじめ、北区にあるオリンピック・パラリンピック関連施設等をPRするためのサインの整備や、^ル ^ー ^ト ^ニ ^ニ ^マ ^ル ^ニ ^マ ^ル ^ニ ^マ ^ル ROUTE 2020  トレセン通りのデコレーション、選手の手形、オリンピック・パラリンピックの歴史等のモニュメント設置、北区全体で応援する気運を醸成するため（仮称）北区オリパラ音頭を作成するとともに、区内の連携を強化して取り組むためリレーションシップ協議会を設置し、「トップアスリートのまち・北区」を区内外に広く発信していく。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	142	96	46

☆【045】総合型地域スポーツクラブの設立

地域住民の健康・体力づくりのために、スポーツ活動の場を提供してスポーツの振興を図るとともに、区民一人ひとりの充実した生活の実現と、地域における豊かな人間関係の形成に資することを目的として、総合型地域スポーツクラブ設立の支援を推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3クラブ	1クラブ	2クラブ	1クラブ	1クラブ
	事業費(百万円)	—	—	—

【046】障害者スポーツ交流イベント

東京都障害者総合スポーツセンター及びスポーツ団体などと連携して、障害の有無にかかわらず子どもから高齢者まで、だれでも楽しめるスポーツイベントを開催する。またイベントを通じて区民の障害者スポーツへの理解・関心を深めるとともに2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に繋げていく。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	事業開始	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	32	27	5

☆【047】 2020チャレンジアカデミー

ナショナルトレーニングセンターと連携し、高い指導力を持ったコーチ陣の指導により、北区から2020年東京オリンピック・パラリンピックのフェンシング日本代表選手輩出をめざす。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推 進	モデル実施	推 進	推 進	
	事業費(百万円)	25	25	

2-6 未来を担う人づくり

北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

■ 現状と課題

子どもたちを取り巻く環境は、少子化の進展をはじめ、グローバル化、ネットワーク社会の急速な進展、環境問題や食糧・エネルギー問題といった地球規模の課題への対応など、大きく変化しています。これらは、子どもたちへの影響が大きく、教育行政においても重要な課題となっています。また、平成23年（2011年）3月11日に起きた東日本大震災では、多くの尊い命が犠牲になり、これまでの教育環境を「安全・安心」の視点で見直すことが急務となりました。

このような状況のなか、国においては、平成25年（2013年）6月に、「第2期教育振興基本計画」が閣議決定され、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成が、教育行政の4つの基本的方向性として掲げられ、未来を担う人づくりの指針が示されました。

さらに、東京都においては、平成25年（2013年）4月に、「東京都教育ビジョン（第3次）」が策定され、基本理念として、社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培うことが示されました。

北区においては、平成22年（2010年）3月に、中・長期的視点に立った計画的な教育行政を進めるため、新たな教育振興計画として、「北区教育ビジョン2010」を策定しました。北区の教育がめざすべき姿と方向を示し、「教育先進都市・北区」を推進するために、様々な施策を展開してきましたが、特に防災への備えや超高齢社会への対応といった、これからの北区のまちづくりを見通した課題に対応する教育が求められています。こうした時代の変化に的確に対応していくため、「北区教育ビジョン

2015」を策定し、計画的な教育行政を推進していきます。

また、社会の変化にも主体的に対応し、創造的な知性とグローバルな視野を備え、心身ともに健やかな児童・生徒を育成し、明日の北区を担っていくことのできる「北区人」を育てていくことが、「教育先進都市・北区」の大切な責務となっています。

「教育先進都市・北区」の教育活動を推進する中で大きな柱となる「北区学校ファミリー構想」は、平成15年（2003年）6月に基本方針策定後、着実に具現化され、中学校1校とその通学区域内の複数の小学校・幼稚園からなる12のネットワーク（12サブファミリー）を構築し、多様な方策が展開されています。そのネットワークをさらに強化し、サブファミリーを単位とした特色ある教育活動を展開していくことが必要です。また、学校間のネットワークだけでなく、保育園や児童館などとの連携や学校と家庭、地域との幅広い連携を生み出し、教育・子育てのネットワークを構築しています。

さらに、平成23年（2011年）4月に策定した「北区小中一貫教育実施方策一策定基準一」に基づき、学校ファミリーを基盤とした「小中一貫教育」を推進し、地域と一体となった魅力ある学校づくりを進めています。平成25年（2013年）7月には、「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成し、義務教育9年間における学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、子どもたちの心身の発達段階に応じ、一人ひとりの個性と能力を尊重したより質の高い教育に取り組んでいます。その取り組みを充実していくためには、教師の力量を高めることが必要であり、教師が幼小中の校種を超えて学びあい、子どもたちの成長を見通した指導の改善を図る必要があります。

平成26年（2014年）6月、政府の教育再生実行会議は「小中一貫教育学校（仮称）」の制度化を柱とした学制改革に関する提言をまとめました。同じ敷地内に整備される9年間を通じたカリキュラムを持つ公立の小中一貫校の設置には、現在は教育課程の特例校として文科省の指定を受ける必要があります。国は提言を踏まえ今後法制化等の動きがみられることから、小中一貫教育学校（仮称）の全国への拡大も見込まれます。

学校教育においては、近年、児童生徒の学力低下や、社会環境や生活様式の変化などによる社会性の欠如や体力の低下が課題とされており、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つの要素からなる「生きる力」を育むことが必要となっています。北区基礎・基本の定着度調査の実施により課題を把握し、非常勤講師の配置や長期休業中に開設する

個別学習教室など、北区の子どもたちが、基礎的・基本的な学力の向上を図る取り組みを実施するとともに、新聞を活用した授業など、思考力・判断力・表現力や問題解



「比べて読もう新聞コンクール」表彰式

決能力等を高めるための取り組みが重要となります。あわせて他と協調し思いやる心や、これからの人生をたくましく生きるための健康や体力をバランスよく育てていく教育を進めていかなければなりません。

また、異なる文化との共存や持続可能な発展に向けて、グローバル化に対応した外国語教育を充実することも、重要な課題のひとつです。平成23年（2011年）3月、文部科学省の外国語能力の向上に関する検討会は「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」を提言しました。北区においても、義務教育初期の段階から英語に親しめる環境整備を行うことが重要であると考え、小学校低学年から日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることを重視するとともに、小学校1年生から6年生までのすべての外国語活動の時間にALT（外国語指導助手）を配置するなど、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る機会を充実させることにより、「英語が使える北区人」を育てています。



お茶の水女子大学との連携による理科実験支援事業

さらに、医療・科学技術の進歩や世界的競争の激化により、我が国においても科学技術教育の充実が大きな課題となっています。北区においても、理科の観察・実験などを支援する理科支援員の配置やお茶の水女子大学との連携による理科実験支援事業の実施など、生涯を通じて科学する心を持ち続ける理科好きな子どもの育成に取り組んでいます。また、高度に発達した情報社会の中では、子どもたちが

正しい情報モラルを身に付け、情報を活用する力（情報リテラシー）を育むための情報教育が求められており、そのためのICT^{*}環境の整備が必要です。

このような多様化・複雑化している教育課題に対応していくためには、教職員への研修内容の充実を図るとともに、教員の専門性・指導力の一層の向上を図るために研究活動への支援をしていくことが求められています。

一方、子どもたちを取り巻く多様な課題については、学校教育だけでは対応できない現状もあります。平成25年（2013年）7月に実施された「全国学力調査」の結果によると、北区の子どもたちは全国平均と比べて、家庭学習の時間が短く、学習習慣の定着に課題があります。また、早起きが苦手、テレビやゲームの時間が長い、規範意識が低いなど、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。学習習慣の確立には、宿題や予習・復習などの学習課題を適切に課し、家庭学習の進め方を指導するなど、家庭との連携を図ることが重要です。あわせて、乳幼児期からの子どもの教育についての啓発を行うなどの家庭教育を担う保護者への支援体制を充実させるとともに、質の高い就学前教育・保育の充実や多様な媒体を活用して教育情報を発信するな

どにより、家庭・地域の教育力を高めることが必要です。

また、大学や専門機関との連携を推進するとともに、教育相談機能の充実を図るための施設の設置など、教育の効果をより高めていくことも大切です。

特別支援教育については、平成 25 年（2013 年）3 月に「第二次北区特別支援教育推進計画」を策定し、一人ひとりの輝きを大切にせる教育をめざしています。学校が特別支援教育を推進するための体制づくりを支援するだけでなく、発達障害の児童・生徒の増加に対応した就学相談体制の充実や特別支援学級の整備を計画的に行うことが重要です。

いつの時代にあっても生命を大切にせる教育や人権尊重の教育は人づくりの根幹であり、今後も変わるものではありません。教育活動全体を通して、あらゆる差別や偏見を無くし、人権を尊重する精神の高揚を図り、生命の大切さを気づかせ自他の生命を尊重する態度を育てていかなければなりません。特にいじめについては、どの子どもにも、どの学校にでも起こりうるものということ認識し、Q-U 調査^{*}の実施など、未然防止・早期発見・早期対応を基本に指導の徹底を図っています。

また、不登校児童・生徒の要因や背景は、家庭、学校、本人に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、個々の要因に応じた適切な対応が必要です。北区ではスクールカウンセラー（臨床心理士）を全小・中学校に配置し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を基本に、教員への指導・助言を充実するなど、学校の相談体制の強化を図っています。あわせて、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談員やスクールカウンセラーなどとの連携や家庭と子どもの支援員など地域との連携により、多様化・複雑化している問題に対応しています。

幼児期の教育については、3 力年の実証研究の成果を踏まえ、平成 25 年（2013 年）3 月に、「北区保幼小接続期カリキュラム・プログラム」を発行しました。幼稚園や保育園から小学校へ入学する子どもたちの連続性を重視し、交流給食会の開催などの日頃の交流の促進をはじめとした連携の強化に取り組んでいます。また、「幼稚園と保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設」である認定こども園について、設置に向けて検討していきます。

学校施設は、児童・生徒にとって、学習の場であるとともに、1 日の三分の一を過ごす生活の場でもあります。そのため、児童・生徒や教職員が安全・安心で快適に過ごしやすいよう適切な維持補修、運営管理による施設面からの教育環境の維持・充実を図る必要があります。

北区立の小・中学校は、平成 24 年度（2012 年度）までに耐震補強対策を完了するとともに、屋内運動場（体育館）の天井材等の非構造部材の落下防止対策についてもほぼ取り組みを完了し、全国的にも非常に高いレベルで耐震上、安全・安心の教育環境を整備しました。

一方、全国的にも課題となっている公共施設の老朽化対策という点では、平成 26

年（2014年）4月1日現在、建築後45年を超える校舎が全体の80%を占めるなど、今後、学校施設の改築や、大規模な改修による施設の長寿命化対策を実施する時期を迎えています。

区では学校施設の計画的・効率的な更新を図るため、平成26年（2014年）3月に「北区立小・中学校改築改修計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、学校の改築を進めるとともに、当面改築に至らない学校について、施設の長寿命化と教育環境の充実を図る目的で、リフレッシュ改修工事を実施し、適切な施設の更新を進めることが求められます。

また、平成25年（2013年）7月に策定した「北区公共施設再配置方針」を受け、将来にわたる公共施設の適切な更新と維持管理の負担を軽減するため、学校を改築する際には、周辺の公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、学校施設を多機能化することで、他施設間の共有、共用を進めることも重要な課題です。



学校の改築 滝野川紅葉中

学校施設は、学校教育はもとより、地域の生涯学習・スポーツ、コミュニティ、防災等、様々な活動の拠点施設であることから、これまで以上に施設面での開かれた学校づくりを進める必要があります。さらに、トイレの洋式化に代表される生活様式の変化や、災害に強い施設づくり、地球環境への配慮、児童・生徒の健康や安全・安心の確保など、施設・設備面で

対応が急がれる課題については、加速度的な取り組みが求められます。

教育環境の変化として、全国的に少子化が進行する中で、北区においても児童・生徒が減少し、学校の小規模化が進んでいます。このような少子社会の中においても、子どもたちの生きる力を育むためには、子どもたちが学校での集団生活を通して、互いに学び合い切磋琢磨することができる教育環境、集団のルールを学び、社会性を身につけることができる教育環境が必要です。このような教育環境を整え、学校が本来の機能を十分発揮することができるようにするために学校の適正配置が不可欠です。

中学校の適正配置については、平成21年（2009年）4月の第七次学校適正配置をもって一つの区切りを迎えました。現在は、東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申を踏まえて策定した東京都北区立学校適正配置計画に基づき、小学校の適正配置に向けた協議を行っています。

適正配置の協議を進めていくにあたっては、地域や保護者の代表、学校関係者などで構成する協議会において、十分に協議を重ね、合意形成を図りながら進めていく必要があります。また、適正配置実施後の学校において、規模をいかした多様な教育活動を展開するとともに、北区立小・中学校改築改修計画と整合を図りながら施設や設

備を整備するなど、ソフト・ハード両面で教育環境を向上させていくことが求められます。

現在、小・中学校において地域の人材や環境を生かした特色ある教育活動を行っており、地域社会との連携の中で豊かな人間性、社会性を育むとともに、人と人とのつながりを大切にし、地域とともに歩み、育っていくための教育活動に取り組んでいます。すでに各学校において実施されている学校評議員制度や学校評価システムについても、より多くの保護者や地域の声が反映される実効性のある制度としていかなければなりません。

また、北区学校ファミリーにおける学校支援ボランティアの活動をはじめ、学校、家庭、地域が連携し、子育てや地域づくりの広域ネットワークなど、子どもたちが地域で健やかにのびのびと育つ環境をつくり上げることが重要です。

次代を担う青少年が、安全・安心で健全な地域環境において、健やかに未来に向かい明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として成長することは、地域社会の重要な課題であるといえます。また、青少年の健全育成に向けては、青少年が規範意識や社会の一員としての自覚と自信を持ち、豊かな想像力のある人材となれるように、家庭・地域・学校が連携し、北区で育って良かったと実感できるような取り組みを推進することが重要です。

近年、急速な情報化やグローバル化の進展により、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。有害情報の氾濫による環境の悪化、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題の深刻化など、青少年をめぐる状況は大変厳しいものとなっています。

国においては、子ども・若者の健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取り組みを推進するため、平成22年（2010年）に「子ども・若者育成支援推進法」及び同法に基づく「子ども・若者ビジョン」大綱が定められました。同法では、地域における計画の策定及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワークの整備等が定められました。計画の策定等については、今後、検討を進めていきます。

北区においては平成24年（2012年）8月に子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、「北区子ども・子育て会議」で策定した「北区子ども・子育て支援計画2015」に基づき、地域における青少年やその家族に対し、地域社会が連携して青少年の健全育成支援に取り組んでいく必要があります。さらに、ニートやひきこもりなどの問題を抱えた青少年に対する支援体制強化への取り組みが求められています。また、従来取り組んでいる、町会・自治会や青少年地区委員会などの地域コミュニティとの連携による青少年支援策をさらに充実させていくことも重要です。今後も引き続き、北区で育って良かったと実感できるような取り組みや、環境整備を具体的に進めていくことがますます重要な課題となっています。

国においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 27 年度（2015 年度）から施行されます。今後さらに、地域の実情等を踏まえた地方教育行政を区と教育委員会が一体となって推進していくことが求められています。

※ ICT (Information and Communication Technology)

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT (Information Technology: 情報技術) の方が普及しているが、国際的には ICT の方が利用されている。「コミュニケーション」が具体的に表現されている点に特徴がある。情報を共有するという点で一層ユビキタス・ネットワーク社会に合致した表現として、日本でも総務省の「IT 政策大綱」が平成 16 年から「ICT 政策大綱」に名称を変更するなど、定着しつつある。

※ Q-U 調査：「楽しい学校生活を送るためのアンケート調査」

学校生活意欲と学級満足度のふたつの尺度等から学級集団の状態を判定し、各担任等が学級診断アセスメントとして活用する。

■ 施策の方向

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

① 確かな学力の保証

- ♡ これからの時代を生き抜くために、必要な知識・技能をしっかりと教え、学力調査の結果から定着の状況を把握し、児童・生徒が目標値を達成することをめざして、基礎的な知識・技能の確実な定着を図ります。
- ♡ 知識・技能を活用する学習活動や、教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動を充実し、自ら考え、判断し、表現する力を育みます。
- ♡ 言語力の向上を図るために、国語科において、音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な言語力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった言語活動を充実します。
- ♡ 学習目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を養うため、興味・関心を高め、学ぶことの楽しさや成就感を味わわせることで学習意欲を向上させます。
- ♡ 家庭との連携を図り、宿題や予習・復習などの学習課題を与え、家庭学習の進め方を指導するなど、学習習慣を確立します。

② 豊かな心の育成

- ♡ 基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、他者への思いやりの心をもつことなど、規範意識の醸成や豊かな人間性をはぐくむ道徳教育を推進するとともに、発達の段階に応じた指導内容の重点化、体験活動の推進、心に響く教材の開発と活用などによりその充実を図ります。
- ♡ 全教職員が人権感覚を磨き、様々な人権課題の理解と認識を深めます。児童・生徒の人権を守り、教育活動全体を通して、組織的・計画的に人権教育を進め、人権尊重についての理解と、偏見や差別意識の解消を図るとともに、いじめの解消や体罰の根絶をめざします。

③ 健やかな体の育成

- ♡ 児童・生徒が生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことができるように、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育みます。
- ♡ 体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導、食育の推進、安全に関する指導を充実します。

④ グローバル時代に対応した国際人の育成

- ♡ 北区を愛し、誇りに思う心をはぐくむとともに、国際社会で活躍する人材の育成を図るために、我が国や郷土の文化・伝統を継承・発展させる教育を充

実します。

- ♡ 新聞に親しみ、社会の出来事やしくみに興味をもたせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通して、子どもたちの思考力・判断力・表現力、情報活用能力等を育成します。
- ♡ イングリッシュ・サマーキャンプや中学生海外交流事業など、様々な国の人達と交流を深めることを通じて、異文化理解力や日本人としてのアイデンティティを育みます。また、学んだ英語を実際に活用する機会を増やすことを通じて、語学力やコミュニケーション能力を育成します。
- ♡ 理科教育アドバイザー等による教員への指導・助言により教員の指導力向上をめざすとともに、実験などを通じて理科の面白さ、楽しさを実感できる機会を提供し、理科が好きな子どもを育成します。

⑤ 個に応じた教育の推進

- ♡ チームティーチングや習熟度別指導をはじめとする少人数学習指導の充実に努め、個に応じたきめ細やかな教育を推進します。あわせて、児童・生徒一人ひとりの興味や関心、意欲を引き出し、様々な体験活動を通じて学ぶ機会を充実します。
- ♡ 特別支援教育システムを一層充実させ、特別な支援を必要とする児童・生徒がすべての学校・学級に在籍していることを前提とした体制整備を図り、在籍校における指導と支援を充実させていきます。特に、通常の学級における発達障害等の教育的支援を必要とする児童・生徒への支援を充実させます。
- ♡ 不登校児童・生徒の実態を調査・把握し、早期発見・早期対応を図ることにより、不登校状態の長期化を防止し、円滑な社会的自立や学校復帰を支援していきます。
- ♡ 主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、激しい社会の変化の中で直面する様々な課題に対応しつつ社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育を推進します。

⑥ 特色ある教育活動の推進

- ♡ 学校ファミリー構想のもと、中学校区を単位としたサブファミリー内の複数の学校・地域が連携し、就学前から中学3年生までの学びの系統性を踏まえた一貫教育を推進します。
- ♡ 小中一貫教育を一層推進するため、敷地が隣接する小・中学校については学校改築を契機に施設一体型の小中一貫校の整備について検討します。
- ♡ サブファミリーごとに、防災教育・道徳教育・新聞教育・学校図書館教育・健康教育・情報教育・英語教育などの推進や地域の特性を生かした特色のあ

る教育活動に取り組み、その成果を他のサブファミリーに広げていきます。

- 校風や伝統、地域の特性や人材を生かした特色ある教育を推進し、学校評議員等による学校評価を生かして学校の経営力を強化します。

⑦ 就学前教育の充実

- 幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基盤を培うものであることを踏まえ、家庭、地域と連携を強化し、小学校との接続など学びの連続性を大切にして、幼児一人ひとりの望ましい発達を促す多様で質の高い就学前教育・保育の充実を図ります。
- 就学前教育プログラムや就学前教育カリキュラムの実証研究の成果を生かして、小一プロブレムの防止・解消を図ります。
- 就学前の子どもの教育・保育を提供する施設である認定こども園について、設置に向けて検討していきます。

(2) 教育環境の整備

① 授業力の向上

- 教職員の指導力の向上や意識改革への取り組みを推進するため、国・都の指定研修や職層研修、キャリアアップ研修をはじめ各種研修を体系的に整備し、計画的に実施します。
- 授業における ICT 活用の推進や子どもの情報活用能力の育成等についての基本的な方針を定め、分かりやすく質の高い授業を実施します。
- 校務支援システムによる校務の情報化を進めることで、教員の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間や授業づくりのための教材研究の時間を増やします。

② 「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

- 経年により老朽化した学校施設について「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、学校の改築を推進するとともに、当面改築の予定のない学校については施設の長寿命化と教育環境の充実を図るため、リフレッシュ改修を計画的に実施します。また、小中一貫教育を一層推進するため、施設面からの環境整備として、敷地が近接する小・中学校については、小中一貫校の設置を検討します。
- 学校施設は児童生徒にとって「学びの場」とするとともに「生活の場」であることから、引き続き「教育先進都市・北区」にふさわしい施設・設備の整備を推進します。
- 情報社会にふさわしい ICT 教育を推進するための基盤整備を進めます。

③ 学校規模の適正化・適正配置

- 少子化による児童の減少、学校の小規模化等を考慮し、教育環境の改善と向上をめざし、保護者や地域の理解のもと、区立小学校の適正配置を推進します。

④ 教育支援体制の整備

- 相談内容の多様化・複雑化に確実に対応するため、スクールカウンセラー研修体制の整備・情報交換を行い、資質・能力の向上を図ります。
- 教育相談所・就学相談室・不登校対策室機能等をさらに強化し、北区の教育相談の総合窓口である教育相談所を中心に児童・生徒や保護者の相談に多面的に対応するとともに、相談機会の拡充に努めます。
- 教育相談の充実や学校、教育委員会との連携強化を図るとともに、シンクタンクの機能の充実を図るため、(仮称)教育総合センターを設置します。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

① 学校・家庭・地域社会の協働

- 北区学校ファミリーにおけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを推進して、学校と地域の関係諸機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築します。
- サブファミリー単位で特色ある教育活動を展開していきます。

② 家庭・地域社会の教育力の向上

- サブファミリー活動の一環として、学校支援ボランティアなどの地域の人材を学校活動に生かせるしくみを整備し、学校と地域の連携を強化するとともに、地域の教育力を高めていきます。
- 教育情報紙やホームページ、メール配信等を充実することにより、新しい情報をきめ細かく保護者や地域の人々へ発信し、地域教育力を強化していきます。
- 学習習慣の確立のためには、家庭との連携が重要であるため、家庭教育力の向上を支援していきます。

(4) 地域に開かれた学校づくり

① 地域社会との交流促進

- 地域の自然や伝統文化を学校教育の教材にし、また知識や技術を持った地域の人材を授業や教育活動に活用して、地域社会との交流をさらに推進します。

- ✧ 学校のもつ教育力を学校公開講座の開催等により広く地域に広めたり、地域活動に学校が積極的に参加して交流を促進します。
- ✧ コミュニティ・スクールや学校評議員、学校関係者評価委員の活動をより充実・推進させ、意見や評価結果を学校経営に反映させることにより、「地域が育てる学校」をめざします。

② 地域に開かれた学校施設

- ✧ 子どもの居場所、地域の生涯学習・スポーツ、防災、福祉など地域コミュニティの活動の場として、体育館、運動場、区民開放室などの学校施設の地域への開放を積極的に推進します。
- ✧ 開かれた学校づくりを一層推進するため、学校を改築する際は特別教室やランチルームなどの多機能化を進め、地域への開放を推進します。また、「北区公共施設再配置方針」を踏まえ学校を他の公共施設と複合化する際は、児童生徒の安全を確保しながら、施設の共用・共有を図ります。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

① 青少年の社会参加の促進

- ✧ 青少年が地域社会の一員としての自覚を高め、社会人として必要となる視野や生活に必要なことが習得できるよう、体験学習やリーダー研修などを通して積極性・社会性を養うとともに、ボランティア活動や地域活動・行事などの参加機会を拡充し、社会参加を促進します。
- ✧ 青少年と異なる世代の人々との交流や、区内外の様々な地域の人々との交流を促進します。

② 青少年を育む地域環境の整備

- ✧ 学校・家庭・地域と関係機関などが連携して、非行防止やメディアなどによる有害情報に対する意識啓発など健全育成活動を充実し、地域環境の整備を推進します。

■ 施策体系図：未来を担う人づくり

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進		
① 確かな学力の保証	基礎・基本の確実な定着 自ら考え、判断し、表現する力の育成 言語力の向上 学習意欲の向上 学習習慣の確立	【048】 確かな学力向上プロジェクト 【049】 健やかな体育成プロジェクト 【050】 グローバル人材育成プロジェクト 【051】 特別支援教室の充実 【052】 サブファミリーによる特色ある教育の推進 【053】 小中一貫校の検討 【054】 区立認定こども園の設置 (要請) 教職員の人事権や学級編成 教員定数の権限移譲
② 豊かな心の育成	基本的生活習慣の確立や規範意識の向上 学校全体を通じた人権教育の推進	
③ 健やかな体の育成	運動に親しむ資質や能力の育成 児童・生徒の体力の向上	
④ グローバル時代に対応した国際人の育成	北区の文化伝統等を継承する郷土学習の推進 新聞を活用した授業の展開 外国語活動の充実 理科教育の充実	
⑤ 個に応じた教育の推進	きめ細やかな個に応じた教育の推進 特別支援教育システムの充実 不登校児童・生徒への支援 人間関係を築く能力・キャリア教育の推進	
⑥ 特色ある教育活動の推進	学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進 小中一貫校の整備の検討 特色ある教育活動の推進 学校評価を生かした学校経営力の強化	
⑦ 就学前教育の充実	家庭、地域との連携による幼児教育の充実 研究成果を生かした就学前教育の推進 認定こども園設置の検討	

(2) 教育環境の整備		
① 授業力の向上		
	教職員研修の整備・充実	
	ICT 活用の推進	
	校務情報化の推進	【055】 ICT を活用した教育の充実
② 「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備		【056】 学校の改築
	学校施設の改築とリフレッシュ改修	【057】 リフレッシュ改修工事の推進
	学校施設・設備の整備	【058】 小学校の適正配置の推進
	ICT 教育の基盤整備	【059】 (仮称) 教育総合センターの設置
③ 学校規模の適正化・適正配置		(要請) 公立学校施設整備への支援
	小学校の適正配置の推進	
④ 教育支援体制の整備		
	スクールカウンセラーの資質・能力の向上	
	総合的な相談体制の整備	
	(仮称) 教育総合センターの設置	
(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進		
① 学校・家庭・地域社会の協働		
	学校・家庭・地域社会等の連携	【060】 家庭教育力向上プログラム
	サブファミリー単位での特色ある教育活動	
② 家庭・地域社会の教育力の向上		再掲 040 放課後子ども総合プランの推進
	学校支援ボランティア等の人材の活用	
	保護者、地域社会への情報発信	
	家庭教育力の向上	
(4) 地域に開かれた学校づくり		
① 地域社会との交流促進		
	地域の教育力の活用	
	学校の教育力の地域活用	【061】 コミュニティ・スクールの推進
	コミュニティ・スクール・学校評議員・学校評価等の充実・推進	再掲 121 公共施設の再配置
② 地域に開かれた学校施設		
	学校施設の地域開放の推進	
	教室の多機能化と複合化による施設の共用・共有の促進	
(5) 青少年の健全育成と自立支援		
① 青少年の社会参加の促進		
	青少年の社会参加の促進	
	多様な年代や人々との交流	
② 青少年を育む地域環境の整備		
	地域環境の整備	

■ 計画事業

☆【048】 確かな学力向上プロジェクト

子どもたちが確かな学力を着実に身に付け、社会的自立の基礎を養うよう、全員の得点が基礎・基本定着度調査の目標値以上となるよう取り組む。また、一人ひとりの適性、進路等に応じて、その能力を最大限に伸ばし、それぞれの夢の実現をサポートする。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	2,908	1,435	1,473

☆【049】 健やかな体育成プロジェクト

小・中学校記録会等を通じて子どもの体力向上及びオリンピック・ムーブメント育成を進めるとともに、「給食から学ぶ食事の力」プロジェクトを立ち上げ、健やかな体の土台づくりをめざす。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	モデル実施	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	29	26	3

☆【050】 グローバル人材育成プロジェクト

グローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、広い視野、異文化理解能力、日本人としてのアイデンティティ、理論的思考力等を身に付け、中学校卒業までに英語検定3級以上の合格をめざすとともに、ノーベル賞受賞者の輩出など将来様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を図る。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	1,297	637	660

☆【051】 特別支援教室の充実

発達障害のある児童を早期に特別支援教育につなげるため、児童生徒が情緒障害等学級に通う通級指導を見直し、各校に特別支援教室を設置して、個に応じた特別支援教育を実施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
小学校全校 (36校)	15校	21校	21校	
	事業費(百万円)	—	—	

☆【052】 サブファミリーによる特色ある教育の推進

北区独自の教育システムである学校ファミリー構想のもと、各学校サブファミリーによる特色ある教育を推進し検証するとともに、その成果を他のサブファミリーへ拡大する。各種の特色のある教育を相互に補完することにより「教育先進都市・北区」を推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

☆【053】 小中一貫校の検討

小中一貫教育のさらなる推進をめざし、就学前教育も視野に入れた北区初となる「小中一貫校」の設置を検討し、その取り組みと成果を他のサブファミリーに情報発信して生かすことにより、すべての小・中学校において小中一貫教育をより一層推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
検 討	—	検 討	検 討	
	事業費(百万円)	—	—	

☆【054】区立認定こども園の設置

平成27年4月より施行される子ども子育て支援新制度を踏まえ、就学前教育・保育の充実と未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
設置	—	設置	モデル設置	設置
	事業費(百万円)	—	—	—

【055】ICTを活用した教育の充実

電子黒板を全中学校に設置するとともに、校内無線LAN環境の充実やタブレット型端末等を導入する等、ICT環境整備を推進し、授業改善や学習効果の向上を図る。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	拡充
	事業費(百万円)	4,207	1,635	2,572

【056】学校の改築

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき学校の改築を実施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
17校完成	8校完成	9校完成	4校完成	5校完成
	事業費(百万円)	29,083	14,583	14,500

【057】リフレッシュ改修工事の推進

当面改築に至らない学校を対象に、施設の長寿命化と教育環境の整備・充実を目的として「北区立小・中学校改築改修計画」に基づきリフレッシュ改修工事を実施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
11 校完了	1 校・工事継続	11 校完了	6 校完了	5 校完了
	事業費(百万円)	5,795	3,045	2,750

【058】小学校の適正配置の推進

少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を踏まえ、「東京都北区立学校適正配置計画」を策定した。この計画に基づき、ブロック毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
6 SFB 実施	1 SFB 実施	5 SFB 実施	5 SFB 実施	
	事業費(百万円)	—	—	

SFB：サブファミリーブロック

【059】（仮称）教育総合センターの設置

「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、（仮称）教育総合センターの設置を検討する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
検 討	検 討	検 討	検 討	
	事業費(百万円)	—	—	

☆【060】家庭教育力向上プログラム

小学校の時期に身に付けた基礎的な生活習慣は生涯にわたるあらゆる行為の基盤となるため、小学校の児童及びその保護者を対象として、親子のきずなづくりと生活習慣の定着を図る。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	—	推 進	拡 充	推 進
	事業費(百万円)	23	11	12

【061】コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置して、学校・保護者・地域住民が共生・共有・協働し、地域とともにある特色ある学校づくりを推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
5 校	2 校	3 校	2 校	1 校
	事業費(百万円)	53	22	31

2-7

グローバル時代のまちづくり



北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあつて、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

■ 現状と課題

近年の国際化、グローバル化が急速に進展する中で、地球規模での人や物、情報などが頻繁に移動し、内外の境目のないボーダレス化が進んでおり、国際関係も多様化・複雑化しています。

このようなグローバル時代（地球時代）にあつて、世界平和をはじめ、環境問題、人権問題、資源・エネルギー問題や食糧問題といった地球規模の課題は、私たちの暮らしと密接な関係をもっており、特定の国や地域だけの問題ではありません。区は昭和61年（1986年）に、世界の恒久平和と永遠の繁栄を願って、「平和都市宣言」を行いました。平和は人類の共通の願いであることから、平和の推進には、区民と区がそれぞれの役割を果たし、積極的に行動していくことが大切です。

グローバル化が進み、国境を越えた経済活動が活発になる中、労働・留学・結婚その他様々な目的で来日し、日本人とともに生活を営む外国人が増加しています。このような外国人人口の増加を背景に、外国人住民の利便の増進を図るため、平成24年（2012年）7月に外国人登録制度を廃止し、日本人と同様に外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票が作成されることになりました。平成26年（2014年）10月1日現在、北区には15,517人の外国人が居住しており、全人口の約4.6%を占めています。

一方、外国人と地域社会との間には、言葉や習慣等の違いから、誤解や軋轢が生じる場合があります。また、不就学や日本語学習が困難等の外国人の子どもの教育の問題は、その子どもの将来を考えた場合に大きな問題となることが想定されます。この

ような中であって、外国人も日本人も同じ「地球市民」として、また、ともに暮らす地域の一員として、身近な問題から地球規模の課題をグローバルな視点で考え、地域から行動していくことが求められます。

そのためには、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地などによる、あらゆる偏見や差別が解消され、だれもが安心して暮らせるよう、一人ひとりの人格を認めあう社会の実現をめざしていくことが大切です。家庭、地域、学校、職場などで様々な手段や機会を通じ、区民の人権に対する理解と認識を深め、グローバル時代にふさわしい人権意識を育む必要があります。

国際交流については、北区と「友好交流・協力関係」にあり、青少年を中心とした文化・スポーツなどの交流を行い、友好を深めてきた中国北京市宣武区が隣接する西城区と合併し、新しい西城区が誕生したことから、平成23年（2011年）11月に改めて西城区と「友好交流・協力関係」を締結しました。

また、平成24年（2012年）5月には、北区に「東京国際フランス学園」が移転してきました。現在は、毎年秋に開催している区民まつり国際ふれあい広場への出店などで交流を進めていますが、今後は区立小・中学校との交流をはじめ、文化・芸術、生涯学習など、多様な分野での交流が期待されます。

その他、「短期国際交流員派遣事業」、「一泊ホームステイ事業」、「北区国際交流・協力ボランティア登録制度」など地域に根ざした積極的な取り組みを行い、区民主体による国際交流活動を促進しています。



中国北京市西城区代表団の北区来訪



区民まつり国際ふれあい広場

今後は「北区国際化推進ビジョン」を基に、地方自治体の自主性を生かしつつ、人権の尊重・異文化理解・多文化共生などきめ細かい国際化を推進するとともに、区民主体の地域からの交流を推進し、NPOをはじめとするボランティア・市民活動団体、企業などとも連携・協働して、国際交流や国際協力を推進していく必要があります。

2020年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されます。開催期間中はもとより準備段階から多くの外国人が東京を訪れ、北区への滞在も想定されることから、外国語による情報発信のさらなる充実や公共サインの多言語表示の促進、外国人を迎え入れるボランティアの確

保など、外国人が訪れやすく過ごしやすい環境の整備が求められます。

外国人も共に地域で生活する区民として、情報の共有とネットワーク化を進め、外国人と日本人が相互理解を深め、互いの存在を認めあうことを基本とし、少数者の存在やその文化を尊重して、多様性を生かした「多文化共生社会」を推進していくことが必要です。

今後、さらにグローバル化が進展し、外国人のさらなる増加が見込まれ、多国籍化と定住化は一層進むものと想定されます。北区におけるこれからの国際化推進においては、外国人区民の地域社会への参加の促進と、次代を担う子どもたちを対象とした施策の充実が強く求められています。

■ 施策の方向

(1) 地球市民を育む意識づくり

① 人権の尊重

-  区民、企業、区民活動団体などと連携し、あらゆる機会を通じて、人権尊重への普及・啓発・学習活動を推進します。
-  区民一人ひとりが同じ地球に住む人間として、グローバルな視点で考え行動することができる「地球市民」の意識づくりを進めます。

② 平和の推進

-  あらゆる機会を通じて「地球市民」の視点に立った区民の平和に対する意識啓発に努めます。
-  「北区平和都市宣言」の理念の普及と、区民の平和への願いを区内外へ発信するため、平和を祈念する事業を推進します。

③ 国際理解の推進

-  外国人や国際経験豊かな日本人を講師とする、子どもたちの英語活動・教育を推進します。
-  国際社会に柔軟に対応できる豊かな人間性を育むため、中学生海外交流事業の推進など国際理解の充実を図ります。
-  多文化共生についての学習の機会を設け、各国の習慣や価値観などが自然に受け入れられるよう、多文化教育の推進を図ります。

(2) 国際交流・国際協力の推進

① 地域における草の根交流の推進

- ♡ 地域と区民活動団体との連携を図り、芸術・文化・スポーツなどを通じた国際交流事業の開催を促進します。
- ♡ 地域において、日本人区民と外国人区民が日常的に交流できる環境を整備します。
- ♡ 地域の国際化や国際交流・協力を推進するために、「北区国際交流・協力ボランティア登録制度」への登録を促進します。

② 区民主体の国際交流の推進

- ♡ スポーツ、文化芸術をはじめとする親しみやすいテーマで、区民主体の交流の促進を図ります。
- ♡ 友好都市をはじめ、様々な海外の都市との交流を支援するとともに、青少年の国際感覚の育成を図ります。

③ 北区らしい国際協力の推進

- ♡ 北区や地域社会が今まで培ってきた技術力や人づくりのノウハウを最大限に活用して、発展途上の国々に対する地域からの国際協力の推進を図ります。
- ♡ 「東京国際フランス学園」をはじめ、様々な機関と連携を図り、地域からの国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

① 外国人が生活しやすい環境の整備

- ♡ 外国語による区政情報や外国人区民が必要としている生活情報の提供の充実を図ります。
- ♡ だれもが手軽に必要な情報を得ることができるようなしくみの構築を図ります。
- ♡ 区立施設をはじめ、公共施設などにおける案内表示について、関係機関と連携して多言語による表示の促進を図ります。
- ♡ 外国人区民の永住や就労などが増加傾向にあるため、民間も含めた相談ネットワークを構築し、相談者のニーズにきめ細かく対応できるように体制を整備します。
- ♡ 区民活動団体等と連携して、日本語習得、生活習慣及び適応訓練等の機会の拡大に向けて環境を整備します。

② 多文化共生のしくみづくり

-  外国人区民の生活実態や意向の把握に努めるとともに、その意見を区政に反映させるしくみの構築を図ります。
-  外国人区民などが有している母語や文化・風俗・習慣などを地域の貴重な資産として位置づけて、地域社会へ積極的な活用を図ります。

③ 外国人区民の地域社会への参画の促進

-  外国人区民が愛着をもって積極的に地域社会に参画できるように、北区や居住する地域に対する理解の促進を図るとともに、町会・自治会、学校やPTAなど地域社会で行う様々な活動への外国人区民の参画を促進します。

■ 施策体系図：グローバル時代のまちづくり

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 地球市民を育む意識づくり		再掲 050 グローバル人材育成プロジェクト	
① 人権の尊重	人権尊重への普及・啓発・学習活動の推進 地球市民の意識づくり		
② 平和の推進	平和意識の普及 平和祈念事業の推進		
③ 国際理解の推進	子どもの英語活動・教育の推進 国際理解に向けた機会の創出 多文化教育の推進		
(2) 国際交流・国際協力の推進			【062】 地域における国際交流の推進 再掲 025 千客万来 外国人向け観光情報発信事業 再掲 032 外国人ウェルカム商店街事業 再掲 039 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業
① 地域における草の根交流の推進	芸術・文化・スポーツ等の国際交流事業の開催 地域で交流できる環境整備 国際交流・協力ボランティアへの登録促進		
② 区民主体の国際交流の推進	区民主体の交流の促進 青少年の国際感覚の育成		
③ 北区らしい国際協力の推進	地域からの国際協力の推進 関係機関との連携		
(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり			
① 外国人が生活しやすい環境の整備	外国語による情報提供の充実 情報を入手しやすいしくみの構築 区立施設等における外国語表示の促進 相談体制の整備 区民活動団体等との連携		
② 多文化共生のしくみづくり	外国人区民の生活実態、意向の把握 外国人区民の母語、文化等の活用		
③ 外国人区民の地域社会への参画の促進	外国人区民の地域参画の促進		

■ 計画事業

☆【062】 地域における国際交流の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国際交流・協力ボランティアの充実を図るとともに、東京国際フランス学園をはじめ、様々な関係機関と連携して地域における身近な国際交流を推進する。

所管部：総務部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	3	3	—

2-8 男女共同参画社会の実現

北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

■ 現状と課題

個人の尊重と法の下での平等を基本とする日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取り組みは、国際的な取り組みとともに着実に進められてきました。

国においては、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめとし、「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」の制定、さらに平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を早急に取り組まなければならない最重要課題として位置づけています。平成 22 年（2010 年）12 月に閣議決定した「第 3 次男女共同参画基本計画」では、基本的考え方の中で男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子ども・若者育成支援、人権施策等の取り組みを政府一体となって進めると示しています。また、平成 25 年（2013 年）6 月に閣議決定した「日本再興戦略」においては、出産・子育てによる離職の減少や指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性が活躍できる環境整備を推進するとしています。

東京都においても、平成 12 年（2000 年）に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、条例に基づく具体的施策を推進するために「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。平成 24 年（2012 年）3 月に改定された行動計画においては、働く場における男女平等参画の促進などを重点課題としています。



男女共同参画に関する啓発講座

北区では、平成 18 年（2006 年）に豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざして、「北区男女共同参画条例」を制定し、条例の基本理念に従い、具体的な施策を総合的に推進するための男女共同参画行動計画「北区アゼリアプラン」に基づき様々な取り組みを行っています。北とぴあ内に設置した男女共同参画センター「スペースゆう」を活動拠点として、男女共

同参画に関わる団体の活動支援事業、女性のためのチャレンジ支援事業、女性総合相談事業など、区民・団体のための様々な事業を行っています。

このように各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は依然として存在し、さらなる取り組みが必要です。社会環境が大きく変化している中で、人々の価値観や働き方、個人のライフスタイルの多様化などへの対応が求められています。

また、国の男女共同参画会議基本問題専門調査会は平成20年（2008年）10月に、地域における男女共同参画が必ずしも順調に進んでいないという現状を打開するためには、意識啓発や知識習得中心の従来の取り組みから、自治体や地域団体、NPO、企業、大学など多様な主体の連携・協働による実践的活動中心の取り組みへの移行が必要であると提言しています。

これらを踏まえ、社会環境の変化や新たな課題に積極的に取り組むため、平成27年（2015年）3月に「第5次北区アゼリアプラン」を策定しました。

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も個人として尊重され、お互いが助け合い支え合って、いきいきと活動することができる環境が必要です。また、健康に生涯を過ごすしていくことは男女共同参画を進める上で重要なことであり、特に女性にとって安心して妊娠や出産期を迎えることや女性特有の疾病の予防や早期発見は大切なことで、そのための健康づくり等の支援が必要です。

近年、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）やセクシャルハラスメント、ストーカー行為などの人権侵害が、大きな社会問題となっています。配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。平成12年（2000年）には「ストーカー規制法」が、平成13年（2001年）には、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後、平成25年（2013年）までに3度にわたる法改正が行なわれ、配偶者等からの暴力についての防止対策の強化が図られてきました。

しかし、配偶者等からの暴力に関する相談件数や保護命令件数は年々増加傾向にあるのが現状です。北区でも、被害者の保護や適切な支援をはじめ、暴力発生を未然に防ぐため、平成27年（2015年）3月に「東京都北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」を策定しました。被害者の総合的な支援機能の充実を図るなど、暴力の根絶に向けた積極的な取り組みが必要です。

また豊かな社会を築いていくためには、人々の多様な個性や生き方が尊重されることが大切です。多様な立場の個人が、人生の各段階に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立するための「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境が整っている必要があります。

区が行なった「男女共同参画に関する意識意向調査（平成25年（2013年））」において、仕事と私生活の両立についての考えを聞いたところ、「仕事と私生活を balan

スよく両立させる」が51.6%と約半数を占めています。また、働きやすい職場にしていくために重要なことでは、「仕事も家庭も大切にするという意識を啓発すること」が53.7%で最も多くなっています。

国の第3次男女共同参画基本計画及び日本再興戦略では平成32年（2020年）までに男性の育児休業取得率を13%にすることをめざし、男性の家事や育児への参加促進や参加を可能とする職場環境の改善への取り組みを進めています。



みんなで育児応援プロジェクト

「仕事と生活の調和」を実現するためには、これまでの働き方を見直し、育児や介護など家庭への責任を男女ともに果たすことができるよう、また子育てや介護を個人の問題としてではなく、社会全体で支える環境づくりを進めていくことが必要です。

とりわけ、女性が出産・育児などで一時仕事を離れた後、再度仕事に就く際には、雇用状況が非常に厳しくなるという状況があり、継続就労や再就職、起業など、それぞれのライフステージにあった働き方を選ぶことを可能とするための支援が求められています。

また、家族等の介護による離職者は増加傾向にあり、今後要介護者が急増することが予測される中、介護による離職の防止並びに離職者の再就職支援の取り組みの強化が必要です。

男女が家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野において、対等な立場でともに参画することは、新たな視点や多様な発想が生まれ、多くの人材の活躍の場の拡大や課題解決が図られ、それぞれの分野の発展が促進されるためにとっても大切なことです。そのために区は、様々な学習機会をとおして男女共同参画の意識啓発を行うとともに、身近な地域の課題解決の実践的活動に女性が携わるメリットを多くの人々が実感する機会を拡大していく必要があります。

また、政策方針・意思決定過程への参画は、多くの分野において、未だ女性の占める割合が低い状況にあります。国の第3次男女共同参画基本計画及び日本再興戦略では、あらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を、平成32年（2020年）までに少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みを推進しています。北区でも、審議会や委員会への女性の参画は進みつつありますが、平成26年（2014年）4月現在、審議会等の女性委員の割合は28.1%であり、男女共同参画社会をめざす行動計画「北区アゼリアプラン」での目標値40%の達成に向け、さらに推進していく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 男女平等の意識づくり

① 学習・啓発による男女共同参画意識の向上

- ♡ 学校、職場、地域社会などあらゆる場面で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図るために、普及・啓発活動を地域における組織・団体と連携し推進します。
- ♡ 生涯にわたっていきいきと暮らすため、心身の健康づくりを推進します。特に妊娠や出産などにかかわる女性の性差を考慮した健康支援の充実を図ります。
- ♡ 配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントなどの人権侵害根絶に向け、被害者への支援や相談体制の充実に取り組みます。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画の推進

- ♡ 男女共同参画行動計画「北区アゼリアプラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に努めます。
- ♡ 女性の意見を政策・方針決定へ十分に反映することができるように、区の審議会等への女性委員の参画を積極的に推進します。また、幅広い分野で女性が能力を発揮し活躍することをめざして、職員の意識啓発に取り組みます。
- ♡ 固定的役割分担意識の解消とともに、特にこれまで家庭への参画の少なかった男性が、家庭生活に積極的に参画することができるような取り組みを進めます。
- ♡ 地域活動に参加するためのきっかけとして地域学習の機会を提供し、男女がともに地域活動へ積極的に参加することを支援します。
- ♡ 区における男女共同参画を効果的、効率的に推進していくために、「スペースゆう」を拠点に、区と区民、地域団体や企業、NPOや大学など関係機関との連携強化を図り、情報の収集・提供・交換や実践的な活動等に積極的に取り組みます。

② 暴力防止の総合的な支援の推進

- ♡ 「東京都北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」に基づき、総合的な配偶者等への暴力防止対策を推進します。
- ♡ 配偶者等からの暴力の被害者対策として、相談から保護、自立支援等までの総合的な支援体制の充実を図るために配偶者暴力相談支援センターを設置し

ます。

- 🌸 様々な暴力の防止に向け、相談体制の充実と区民や関係機関と連携を強化し、早期発見から自立までの総合的な支援を推進します。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

① 仕事と家庭生活の両立支援

- 🌸 人生の各段階に応じた多様な働き方を選択できるよう、企業や事業主に対し、仕事と家庭生活の両立支援に関して理解促進を図るために意識啓発を行うとともに、育児・介護休業制度等が取得しやすい環境整備を促します。また、国・東京都へ制度改善についての要請を行います。
- 🌸 男女ともが安心して子どもを産み育て、仕事と家庭生活を両立できるよう、保育サービスなどの子育て支援策を充実します。
- 🌸 介護を必要とする家庭を支援する介護サービスを充実します。また、介護による離職防止や離職者の再就職のため、情報提供等の支援を行います。
- 🌸 就労・再就職・起業を希望する女性に対して、就労等に関する情報提供や講座等により支援を行います。

■ 施策体系図：男女共同参画社会の実現

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 男女平等の意識づくり		
① 学習・啓発による男女共同参画意識の向上	男女平等意識の普及・啓発	
	生涯にわたる健康づくりの支援	
	暴力の未然防止と被害者への支援	
(2) 男女共同参画の推進		【063】 北区配偶者暴力相談支援センターの設置 再掲 084 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実
① 男女共同参画の推進	アゼリアプランに基づく男女共同参画社会の実現	
	審議会等への女性の積極的な登用	
	固定的役割分担意識の解消	
	地域活動への支援	
	国・都・関係機関との連携強化	
② 暴力防止の総合的な支援の推進	総合的な配偶者等からの暴力防止対策の推進	
	配偶者暴力相談支援センターの設置	
	区民や関係機関との連携による総合的な支援	
(3) 男女の仕事と家庭の両立支援		【064】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業 再掲 006 地域密着型サービスの基盤整備 再掲 008 特別養護老人ホームの整備・改修 再掲 009 老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 再掲 011 保育所待機児童解消 再掲 012 学童クラブの定員拡大 再掲 013 保育サービスの充実 再掲 021 若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム 再掲 054 区立認定こども園の設置 (要請) 子育て支援策の充実 (要請) 介護保険制度の充実
① 仕事と家庭生活の両立支援	仕事と家庭生活の両立支援と国・都への制度改善の要請	
	子育て支援策の充実	
	介護サービスの充実	
	女性の就労支援	

■ 計画事業

☆【063】 北区配偶者暴力相談支援センターの設置

配偶者等からの暴力による被害の未然防止並びに被害者の総合的な支援を行うため、配偶者暴力相談支援センターを設置する。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
設 置	検 討	設 置	設 置	
	事業費(百万円)	11	11	

【064】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

区内の中小企業並びに一般社団法人及び一般財団法人等を対象に、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に積極的に取り組んでいる企業を支援し、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図る。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	26	12	14

2-9

主体的な消費生活の推進



北区基本構想

消費者一人一人は、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。

わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。

区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

■ 現状と課題

消費者行政全体の司令塔として機能することを目的とした消費者庁が平成 21 年（2009 年）9 月に発足しました。また、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として、平成 24 年（2012 年）12 月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体は、消費者に対する様々な場面での学習機会を提供することが義務付けられました。

近年、悪質業者は、社会情勢に敏感に反応し、新たな手口で次々と消費者を脅かしています。そのため、相談体制の強化や消費者に対し迅速な情報提供、学習の機会・啓発に関する取り組みの充実・強化が必要となっています。消費者が自らの安全・安心な暮らしを守ることができるように、子どもから高齢者までだれもが生涯を通して消費者教育を受ける機会を得ることが大変重要です。

また、経済社会の発展の結果、現代の社会においては商品・サービスの種類が豊富になり物的な豊かさを満たすことが、豊かな消費生活を送るための条件となってきました。しかし、物的な豊かさを満たすことを目的とした生活スタイルの結果、ごみ処理問題、エネルギーの大量消費、地球温暖化、生態系の破壊などの問題が起きています。こうした中、消費行動が地球規模で、また、将来の世代にわたって影響を与えるという視点に立ち、これまでの消費生活のあり方などを見直し、環境の保全に配慮するなど、持続可能な社会の形成に向けた消費行動を推進していく必要があります。

国においては、平成 22 年（2010 年）3 月に、消費者庁が、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援や地方公共団体、消費者団体との連携・協働等、経済社会の発展への対応を基本的方向として、新たな「消費者基本計画」を策定しました。

東京都においても、平成 25 年（2013 年）3 月に「東京都消費生活基本計画」を改

定するとともに、平成 25 年（2013 年）8 月には「東京都消費者教育推進計画」を策定し、消費者行政の強化を図っています。また、東京都消費生活総合センター等を通じて区市町村との連携を深めています。

区では、「東京都消費生活基本計画」や「東京都消費者教育推進計画」を踏まえ、子どもから高齢者まですべての区民を対象に、消費活動において主体的に行動する「自立した消費者」の育成を推進することが重要な課題となっています。

北区消費生活センターの平成 25 年度（2013 年度）の相談件数は 2,349 件で、前年度 2,225 件と比較すると 124 件の増加となっています。相談内容も多様化、複雑化しており解決にあたり時間を要する相談が増えてきています。

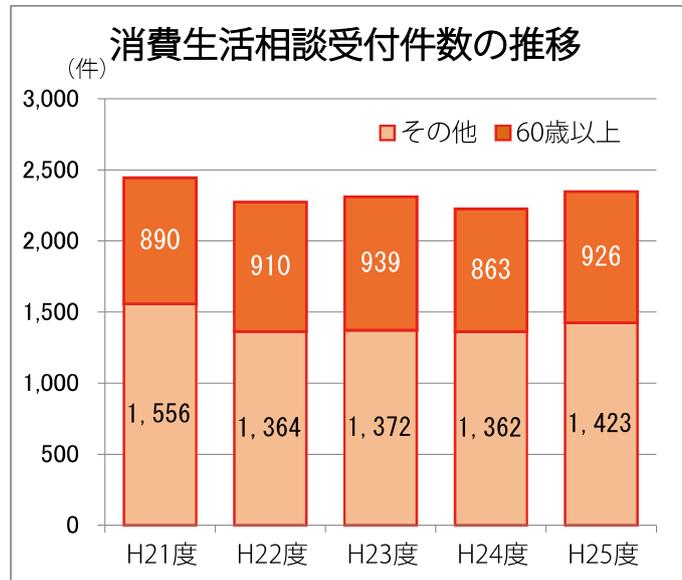
このような中で、高齢者の相談件数は過去 3 か年間、38%以上を占めています。相談内容は、契約・解約に関するものが最も多く、パソコン・携帯電話のメールを利用した不当請求や公的機関を名乗った架空請求、ワンクリック詐欺など、世代を問わない相談が増えています。また、高齢者を狙った点検商法や次々販売などの悪質商法、振り込め詐欺による被害や、社会経験の少ない若者を言葉巧みに強引に契約させるキャッチセールスやマルチ商法などによる被害も後を絶ちません。特に北区では、一人暮らしの高齢者が多く、今後も、被害の拡大が懸念されることから、区は、高齢者福祉部門、民生委員、町会・自治会、介護事業者などと協力し、周囲の人々による見守りを継続していくことが重要です。



消費生活相談員による出張講座

また、若者の消費者教育については、学校において学ぶ機会を持つことが、自立した消費者を育成するうえで大変重要です。

多重債務の相談状況は、平成 25 年度（2013 年度）の相談件数は 161 件で、前年度 169 件と比較すると 8 件の減少となっており、平成 20 年度（2008 年度）に多重債務相談を開設して以来、年々減少傾向にあります。今後も関係機関と連携を強化し、多重債務問題を抱える消費者への適切な対応に取り組むことが求められています。



■ 施策の方向

(1) 消費者の自立支援

① 消費生活情報の提供

- ♡ 消費者庁、国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察署、保健所などの関係機関との連携を深め、情報の収集と提供の体制を強化します。
- ♡ 消費者が消費生活において必要な情報や知識を十分に得られるよう、適切で効果的な情報提供や啓発を行います。また、事故情報や被害情報など緊急を要する情報については、広報紙、北区公式ホームページ、メールマガジンなどの情報伝達手段を活用し迅速に対応します。

② 消費者教育の推進

- ♡ 被害に遭わない消費者、合理的な決定ができる自立した消費者を育成するため、「(仮称) 北区消費者教育推進基本方針」を策定します。
- ♡ 教育委員会や、その他の関係機関との連携を強め、児童・生徒、さらには学生を含めた消費者教育の取り組みを推進します。
- ♡ 消費者が自らの安全・安心な暮らしを守ることができるよう、生涯を通じて消費者教育を受ける機会の確保と、年代や障害の有無など消費者の特性に応じた消費者教育を推進します。

③ 主体的な消費者活動の支援

- ♡ 活動の場や情報の提供により、消費者グループ・団体による活動を支援するとともに、消費生活展などの開催により、学習や研究の成果を発表する場を提供します。
- ♡ 地域での主体的な活動をより活発にするため、消費生活センターを拠点とした消費者グループ・団体相互の交流、連携を促進します。

④ 次世代につながる消費生活の推進

- ♡ 消費者行動が地球規模で、また、将来にわたって影響を与えるという視点に立ち、これまでの消費生活のあり方などを見直し、環境の保全に配慮するなど、持続可能な社会の形成に向けた行動を推進していきます。
- ♡ 個人のためだけでなく社会全体を意識した消費者行動を推進するために、自らを消費者被害から守るだけでなく、消費者市民として活躍していく力を育みます。

(2) 消費生活の安定

① 相談体制の充実

- 多様化、複雑化する相談に的確に対応するため、消費生活関連情報の収集と国民生活センターで実施する研修等に参加し、相談員の資質の向上を図ります。
- 高齢者や障害者など外出困難者に対し出張相談を行います。また、外国人の相談対応について検討していきます。
- 多重債務問題を抱える消費者に対し、相談できる消費生活センターの窓口があることを周知するとともに、適切な対応に取り組みます。

② 安全・安心な消費生活の推進

- 関係機関との連携により、商品やサービスの安全性の確保に努めるとともに、家庭用品などの適正表示の検査、指導を行います。
- 災害時の生活関連商品の不足や物価の高騰などに対して事業者などと連携して対応するとともに、災害時に便乗する悪質商法による消費者被害への対応を行います。

③ 関連する機関や団体との連携強化

- 学生が消費者トラブルに巻き込まれることがないよう教育機関との連携を強化するとともに、高齢者や障害者に効果的な啓発活動が行えるよう関係機関が連携できるしくみを構築します。また悪質業者に対しては、警察署など関係機関と連携し迅速に対応します。

■ 施策体系図：主体的な消費生活の推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 消費者の自立支援		【065】消費者教育の推進
① 消費生活情報の提供	情報提供体制の強化 様々な情報提供手段の活用	
② 消費者教育の推進	(仮称) 北区消費者教育推進基本方針の策定 子ども・若者への消費者教育の推進 消費者教育の機会の確保と特性に応じた推進	
③ 主体的な消費者活動の支援	グループ・団体の活動支援 グループ・団体の交流・連携の促進	
④ 次世代につながる消費生活の推進	持続可能な社会に向けた消費者行動の推進 消費者市民として活躍する人材の育成	
(2) 消費生活の安定		
① 相談体制の充実	相談員の資質の向上 外出困難者への出張相談と外国人への相談対応 多重債務者への適切な相談対応	
② 安全・安心な消費生活の推進	適切な検査、指導の推進 災害時の消費者被害への対応	
③ 関連する機関や団体との連携強化	関係機関や団体との連携強化	

■ 計画事業

☆【065】消費者教育の推進

被害に遭わない、合理的な決定ができる消費者を育成するため、(仮称) 北区消費者教育推進基本方針を策定するとともに、学校等へ相談員による出張講座を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	
	事業費(百万円)	5	5	